

東京都看護師等修学資金修学生のしおり

(令和6年度 貸与終了者用 (第一種・第二種))

このしおりは、返還が完了するまで大切に保管しておいてください

問合せや届出の際に必要となりますので、
必ず下欄に貸与番号を記入してください。

氏 名		貸与番号 (第一種)							
		貸与番号 (第二種 1 口)							
		貸与番号 (第二種 2 口)							



東京都保健医療局

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当

電話番号 03-5320-4444 (修学資金担当 直通ダイヤル)

※上記番号から連絡することがございます。

事前に電話番号を登録し、着信があった際には、折り返しご連絡ください。

東京都看護師等修学資金

修学生のしおり（令和6年度 貸与終了者用（第一種・第二種）） 目次

第1 修学資金の貸与を受けた皆さんへ	1
第2 卒業後の手続の流れ	2
第3 修学資金貸与終了後の提出書類一覧表	4
第4 貸与終了後の届出	
1 卒業前（在学中）の提出書類	6
2 卒業直後の届出書類	10
3 猶予について（従事猶予・複数口猶予・進学猶予・その他猶予）	12
4 免除について（第一種貸与）	16
5 返還について	19
6 その他共通の手続について	21
7 F A Q（問合せの多い質問）	23
東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）	26
東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）	30
届出様式の記入例	33
修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第21号様式）	
＜連帯保証人2名用＞	35
＜連帯保証人1名用＞	37
修学資金返還猶予申請書（第25号様式）	
＜第一種貸与・看護業務従事＞（表）・（裏）	39
＜進学＞	41
＜第二種貸与・2口以上の貸与＞	42
＜災害・疾病・その他（出産）＞	43
返還届（第15号様式）	
＜第一種貸与・非就業＞	44
＜第一種貸与・業務廃止＞	45
＜第二種貸与＞	46
従事先変更届（第14号様式）	
＜第一種貸与・従事先変更＞（表）・（裏）	47
在職証明書（任意様式）	49
住所等変更届（第7号様式）	50

修学資金返還免除申請書（第 23 号様式）

＜第一種貸与・当然免除を受けるとき＞ 51

＜第一種貸与・裁量免除を受けるとき＞ 52

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書） 53

連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第 5 号様式） 54

届出様式 55

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第 21 号様式）＜連帯保証人 2 名用＞

＜連帯保証人 1 名用＞

修学資金返還猶予申請書（第 25 号様式）（表）（裏：指定施設証明）

返還届（第 15 号様式）

従事先変更届（第 14 号様式）（表）（裏：指定施設証明）

住所等変更届（第 7 号様式）

修学資金返還免除申請書（第 23 号様式）（表）（裏：在職証明書）

連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第 5 号様式）

死亡届（第 17 号様式）

在職証明書

返還方法変更届

返還期間変更届

※東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）は、4 枚複写式のもの
を 1 組挟み込んであります。

※様式は、東京都保健医療局のホームページからダウンロードができます。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

（ダウンロードの際は、必ず令和 3 年度以前に貸与開始した方向けの様式をご使用下さい。
それ以外の様式は使用できませんのでご注意ください。）

ナースバンクのご案内 巻末

第1 修学資金の貸与を受けた皆さんへ

本修学資金は、東京都が条例に基づき、卒業後都内で保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務（以下「看護業務」といいます。）に従事しようとする皆さんの学資として貸与したものです。

＜第一種貸与を受けた方＞

【養成施設卒業者の方】

卒業後、その年に免許を取得し、引き続き5年間指定施設で看護業務に従事した場合、御本人からの申請に基づき全額返還免除の対象となります。

また、従事期間が5年間に満たなくても、貸与を受けた期間以上看護業務に従事した場合、一部免除の対象となります。

なお、養成施設を卒業したその年に免許が取得できなかった場合や、卒業後直ちに指定施設に従事しなかった場合、指定施設で看護業務に従事した期間が貸与を受けた期間よりも短かった場合（例1）、その時点で全額返還になります。

（例1：2年間貸与を受けた方）引き続き従事した期間が2年未満の場合 ⇒ 全額返還

【大学院修了者の方】

修了後1年以内に都内医療機関等に就業し、引き続き5年間看護業務に従事した場合、御本人からの申請に基づき返還免除規定の対象となります。

なお、都外や看護業務以外に就業した場合、看護業務に従事した期間が5年未満の場合は、その時点で全額返還になります。

また、第一種貸与を受けていた方が指定施設等での従事を開始していても、手続がなされないと従事による返還猶予が開始されず、全額返還となります。

＜第二種貸与を受けた方＞【養成施設卒業者・大学院修了者の方】

貸与金全額を返還していただきます。卒業後（修了後）、都内で看護業務に従事した場合は貸与を受けた期間内に返還（例2）、都外で従事した場合又は免許未取得の場合は、貸与を受けた期間の2分の1の期間内で返還しなければなりません（例3）。

（例2：2年間貸与を受けた方）都内に就業した場合 ⇒ 2年以内の期間で返還

（例3：2年間貸与を受けた方）都外に就業した場合 ⇒ 1年以内の期間で返還

返還事由に該当した方について、すべての手続がされない限り口座振替が実施できないため、返還事由に該当した月の翌月から起算して1回目の引落とし金額が累積していきます。

このように、貸与の種類や皆さんの今後の状況により手続がそれぞれ異なる上、卒業前から卒業直後、返還債務の免除や返還完了まで、数年にわたって手続（申請等）を行う義務があります。

なお、手続がされない場合、連帯保証人への連絡や強制的な返還決定、又は法的手続をとることがありますので御注意ください。

このしおりには、卒業後（修了後）の修学資金の手続についての説明と、提出する書類が入っていますので、よく読んで内容を理解し、各種の手続を怠らないように十分注意してください。

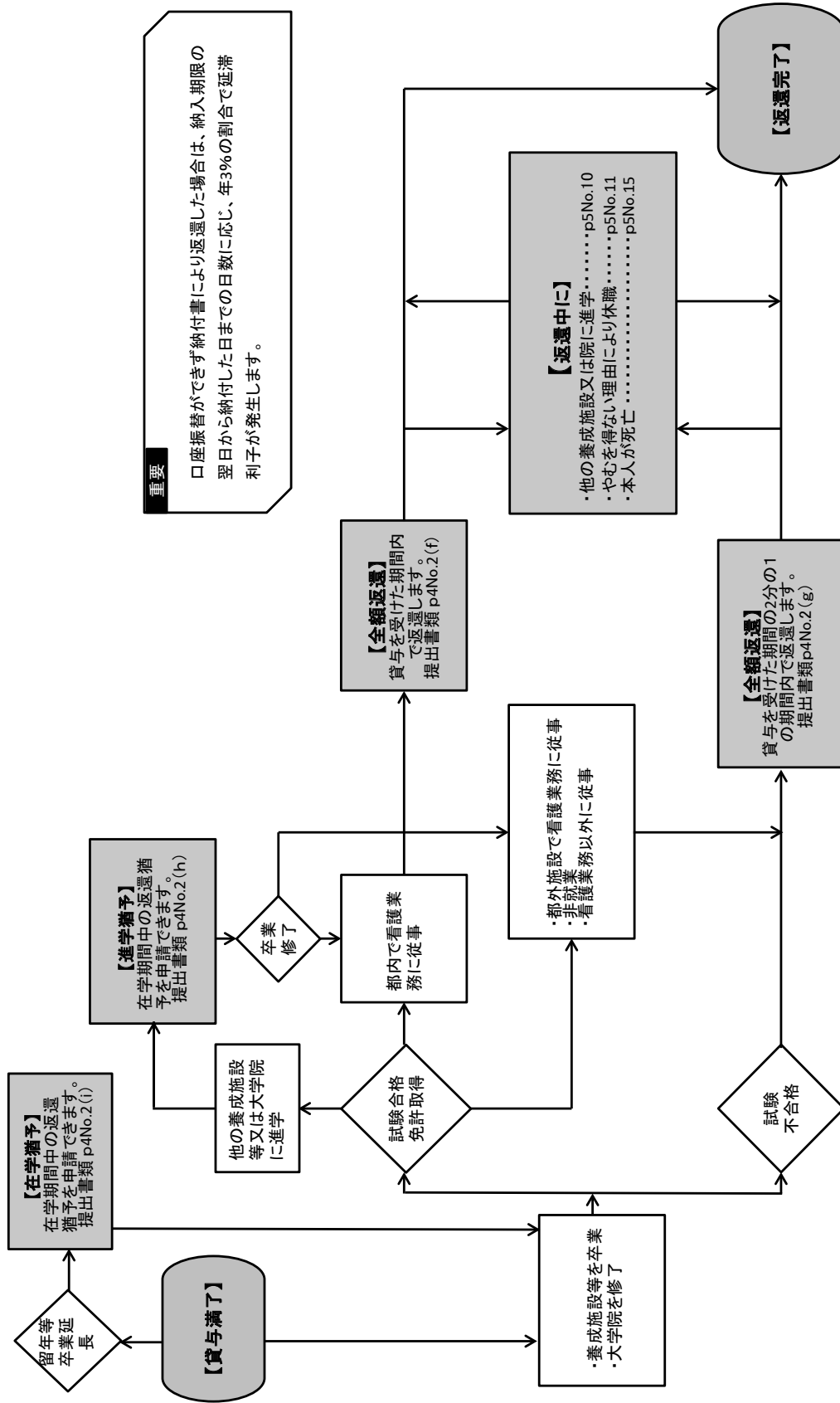
また、皆さんには修学資金の貸与が決まったときに「修学生のしおり（新規貸与者用）」を配布していますが、今後の手続や必要な届出様式については、この「修学生のしおり（貸与終了者用）」にありますので、返還債務の免除若しくは返還完了になるまでは大切に保管してください。

備考：このしおりにおいて、条例とは東京都看護師等修学資金貸与条例、規則とは東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則のことをいいます。

第一種貸与



第二種貸与



第3 修学資金貸与終了後の提出書類一覧表

<卒業前・卒業直後>

- ◆卒業後に提出する書類は、令和7年4月末日(大学院修了者は令和8年3月末日まで)に提出してください。
◆複数口借りていた方は、借りていた口数分の提出書類が必要です。

区分	No	事由		提出書類	参照ページ
第一種	1	卒業後の進路にかかわらず、右の書類を提出 →卒業後の進路に合わせて 以下(a)～(e)のいずれかの手続へ	卒業前	①借用証書・返還予定明細書(第21号様式) ②連帯保証人1・2名の印鑑登録証明書	6～9
		(a) 【従事猶予】 ◆養成施設等を卒業後、指定施設に就職 ◆大学院修了後、都内医療機関等に就職	卒業後	①返還猶予申請書・指定施設証明(第25号様式) ②(養成施設等卒業者)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(進学猶予終了者は卒業証書の写し) ③(大学院修了者)修了証書の写し	10～13
		(b) 【進学猶予】 他の養成施設等・大学院・博士課程に進学	卒業後	①返還猶予申請書(第25号様式) ②(養成施設等卒業者)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し ③(博士課程進学者)修了証書の写し	10～11 14
		(c) 【その他猶予】 やむを得ない理由により、看護業務に従事できない	卒業後	①返還猶予申請書(第25号様式) ②(養成施設等卒業者)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(進学猶予終了者は卒業証書の写し) ③(大学院修了者)修了証書の写し ④猶予理由の証明書等	10～11 15
		(d) 【全額返還】 ◆指定施設以外に就職、非就業又は試験不合格 ◆大学院修了後、都外の医療機関等に就職又は看護業務外に従事	卒業前	①返還届(第15号様式) ②返還金口座振替依頼書	6～11 19～20
		(e) 【在学猶予】 貸与全額終了後、留年・休学等の卒業延長により返還の猶予を希望する場合	卒業前	①返還猶予申請書(第25号様式)	14
第二種	2	【全額返還】			
		卒業後の進路にかかわらず、右の書類を提出 →卒業後の進路に合わせて 以下(f)～(i)のいずれかの手続へ	卒業前	①借用証書・返還予定明細書(第21号様式) ②連帯保証人1・2名の印鑑登録証明書 ③返還届(第15号様式) ④返還金口座振替依頼書	6～9
		(f) 都内施設で看護業務に従事	卒業後	①在職証明書 ②(養成施設等卒業者)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(他の養成施設等に進学・卒業後は卒業証書の写し) ③(大学院修了者)修了証書の写し	11 19～20
		(g) 都外の施設で従事、非就業又は試験不合格	卒業後		
		(h) 他の養成施設・大学院・博士課程に進学	卒業後	①返還猶予申請書(第25号様式) ②(養成施設等卒業者)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し ③(博士課程進学者)修了証書の写し	11 14
		(i) 留年、休学等の卒業延長により返還の猶予を希望する場合	卒業前	①返還猶予申請書(第25号様式)	9 14
共通	3	【複数口貸与】 2口目以降の第二種分の返還猶予を希望する場合	卒業前	①返還猶予申請書(第25号様式)	9 14

<卒業後>

◆提出書類は、「写し」と記載されたもの以外は**原本**です。また、添付書式には必ず**貸与番号**を明記してください。

◆複数口貸与を受けていて第一種が返還となった場合は、第一種の返還が優先となります。

◆提出書類の詳しい記入方法については、本文及び33ページ以降の記入例を参考にしてください。

区分	No	事由	提出書類	参照ページ
従事猶予を受けた後の変更手続	4	【従事先変更】 他の指定施設（大学院修了者は都内医療機関）に転職	①従事先変更届・指定施設証明（第14号様式） ②前従事先の在職証明書	13
	5	【進学猶予】 他の養成施設等・大学院に進学	①返還猶予申請書（第25号様式） ②在職証明書（該当者のみ）	14
		▼ 【従事猶予】 進学した養成施設等・大学院を卒業後、指定施設に就職	①返還猶予申請書・指定施設証明（第25号様式） ②卒業証明書又は修了証書の写し	12～13 15
	6	【その他猶予（病気・出産等）】 やむを得ない理由により看護業務に従事できない	①返還猶予申請書（第25号様式） ②在職証明書 ③猶予理由の証明書等	15
		▼ 【従事猶予】 やむを得ない理由により休職後、再就職・復職	①返還猶予申請書・指定施設証明（第25号様式）	
	7	【全額返還】 ◆指定施設を貸与期間未満で退職 ◆大学院修了後、都内医療機関等を5年未満で退職	①返還届（第15号様式） ②返還金口座振替依頼書 ③在職証明書	19～20
	8	【裁量免除】 従事期間が5年に満たないが、貸与期間以上指定施設で看護業務に従事	①返還届（第15号様式） ②返還金口座振替依頼書 ③在職証明書 ④修学資金返還免除申請書（第23号様式）	16～18
	9	【当然免除】 返還免除となるために必要な期間（5年間）看護業務に従事	①返還免除申請書（第23号様式） ②在職証明書	
返還開始後	10	【進学猶予】 他の養成施設等・大学院に進学	①返還猶予申請書（第25号様式）	14
	11	【その他猶予（病気・出産等）】 やむを得ない理由により返還を猶予したい	①返還猶予申請書（第25号様式） ②猶予理由の証明書等	15
	12	返還方法を変更したい （月賦または半年賦で返還している方のみ）	①返還方法変更届 ②（複数口返還の方）返還期間変更届	19
その他共通手続	13	本人や連帯保証人の住所又は氏名を変更	①住所等変更届（第7号様式） ②旧氏名・新氏名両方の確認ができる公的書類（氏名変更の場合） ③返還金口座振替依頼書（口座名義の氏名も変更した場合）	21～22
	14	連帯保証人を変更	①連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第5号様式） ②連帯保証人の印鑑登録証明書 ③連帯保証人の住民票 ④連帯保証人の収入証明	
	15	本人が死亡	状況により異なりますので、22ページを御覧ください。	

第4 貸与終了後の届出

1 卒業前（在学中）の届出書類

在学中に貸与を受けた方が養成施設等の修学資金担当者へ提出するものです（例年 12 月～1 月頃）。4 ページの提出書類一覧を基に、期限までに該当する必要書類を学校担当者へ提出してください。担当者の説明を受けた上で、以下の記入事項や 23 ページの F A Q 等をよく読み、33 ページ以降の記入例に従い、記入・押印漏れ等が無いよう十分注意してください。

(1)「修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第 21 号様式）」

これは、修学生が東京都から修学資金を確かに借用し、返還事由に該当した場合は返還することを修学生本人と連帯保証人が誓約し、債権債務の存在を明示する大切な書類です。次の記入事項等及び 35～38 ページの記入例に従って作成してください。

なお、連帯保証人の人数によって使用する様式が異なります。申込年度が令和元年度以前の場合は 2 名用のものを、令和 2 年度以降の場合は 1 名用のものを使用してください。

【表面】

ア 金額

下記を参照し、在学中に借り受けた修学資金の総金額（貸与月額×12 か月×貸与を受けた年数）を記入してください。金額を書き間違えたときは、訂正せず新たに書き直してください。様式は、学校担当者に相談してください。（ホームページからダウンロード可）

【参考】 貸与種別・貸与期間別、貸与終了者の貸与総額

貸与期間 貸与種別			貸与月額	1 年間 (12 月)	2 年間 (24 月)	3 年間 (36 月)	4 年間 (48 月)
第一種貸与	保健師 助産師 看護師	国公立	32,000 円	384,000 円	768,000 円	1,152,000 円	1,536,000 円
		民間立	36,000 円	432,000 円	864,000 円	1,296,000 円	1,728,000 円
	准看護師	国公立	15,000 円	180,000 円	360,000 円		
		民間立	21,000 円	252,000 円	504,000 円		
	大学院修士課程		83,000 円	996,000 円	1,992,000 円		
	第二種貸与			25,000 円	300,000 円	600,000 円	900,000 円

※ 複数口の貸与を受けた方は、貸与口数分の書類等を用意する必要があります。

※ この表にある国公立には、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構を含みます。

イ 収入印紙

各種学校や学校教育法に規定されていない学校については、貼付が必要です。その他の学校は、原則貼付は不要です。（令和 7 年 3 月 31 日まで）

上記アの金額にあった収入印紙を貼り、修学生本人の割印をしてください。

10 万円以下の場合 ……………200 円

10 万円を超え 50 万円以下の場合 ……………400 円

50 万円を超え 100 万円以下の場合 ……………1,000 円

100 万円を超え 500 万円以下の場合……………2,000 円

ウ 本人

修学生本人の貸与番号・氏名・住所・電話番号を記入・押印してください。原則、全ての項目を記入してください。電話番号が無い場合、－（ハイフン）を記入してください。氏名・住所・電話番号に変更がある場合は住所等変更の手続きを行ってください。（詳細は 21 ページ参照）

【貸与番号】

修学資金の貸与決定時に交付された「修学資金貸与承認決定通知書」に記載されている 7 桁の番号です。今後、返還完了又は返還免除になるまでは、全ての手続においてこの「貸与番号」が必要となりますので、この修学生のしおりの表紙に控えておいてください。万が一忘れてしまった場合は、養成施設等の修学資金担当者にお問合せください。

	看護師課程 (三年課程)	看護師課程 (二年課程)	准看護師課程	保健師課程	助産師課程	大学院 (修士課程)
第一種貸与	4K9****	4S9****	4G9****	4H9****	4J9****	3K****
第二種貸与	1K9****	1S9****	1G9****	1H9****	1J9****	5K****

(*には 0 から 9 までの数字が入ります。)

エ 親権者又は後見人

修学生本人が 18 歳未満の場合、親権者又は後見人が記入してください。

オ 連帯保証人

申込時に決めた連帯保証人がそれぞれ氏名・住所・電話番号・勤務先情報等全ての項目を自署し、実印を押印してください。印影が鮮明でない場合は、再提出を求めることがあります。

申込時の連帯保証人を変更する場合は、21 ページを御覧ください。

【裏面】

カ 本人

修学生本人の貸与番号と氏名を記入してください。

キ 借入金額の内訳

養成施設等の名称、貸与終了理由、借受期間を記入してください。

ク 返還方法

貸与を受けた修学資金を返還する場合の返還方法です。月賦・半年賦・一括のいずれかを選択し、左側余白に○印を付けてください。

※半年賦とは 9 月と 3 月の末日に貸与月額 6 か月分をまとめて返還する方法のことです。

ケ 1 回の金額

上記「ク 返還方法」で月賦又は半年賦により返還する場合は、修学資金を借り受けた期間内で返還が完了するよう記入してください。月賦の場合、1 回の返還金額は貸与月額を、半年賦の場合は貸与月額 6 回分を下回ることができません（大学院修士課程第一種貸与者を除く）。端数が生じた場合は、1 回目の金額に加算されます。一括の場合は前ページのアの金額を記入してください。

(例) 月額 36,000 円の修学資金を 3 年間借り受けた場合（貸与総額 1,296,000 円）

月賦では 1 回の金額を 36,000 円以上、半年賦では 216,000 円以上に指定してください。

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

3 か月以内（令和 6 年 11 月 1 日以降）に発行された連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。

なお、複数口の貸与を受けた場合、一口分は原本、他の口分はコピーで対応可能です。

(3) 「返還届（第 15 号様式）」

44 から 46 ページまでの記入例に従って記入してください。貸与番号、氏名、住所、電話番号を記入してください。

< 第一種貸与を受けていた方 >

該当する返還理由に○印をつけてください。

月賦を選択の場合、令和 7 年 4 月末から口座振替を開始いたします。

< 第二種貸与を受けていた方 >

・都内で看護業務に従事する見込みの場合、卒業直後の届出書類（11 ページ）が都に到着した翌月末から口座振替を開始します。月賦を選択した場合、4 月分から引落日分までの金額がまとめて初回に引き落とされます。

・都内で看護業務に従事しないことが確定していて月賦又は半年賦で返還する場合、月賦の 1 回の金額を 50,000 円以上に、半年賦の場合は 300,000 円以上にしてください。月賦を選択の場合、令和 7 年 4 月末から口座振替を開始いたします。

※2 口以上の貸与を受けた方

貸与状況を記入してください。2 口以上返還する場合は、返還順位も記入してください。

第一種も返還する場合は、第一種の返還が優先となります。

※卒業後直ちに進学し、猶予を受ける予定の方は、余白に「進学猶予申請する予定（例：R7.4～〇〇）」と記入してください。

【注意】返還届の提出について

法人内で指定施設と指定外施設を含み、配属や異動により指定外施設へ従事することとなった場合、返還となります（詳細は 12 ページ参照）。返還届が提出されると、返還の意思があるものとして、従事先に関わらず返還決定されてしまいますので、法人内で指定施設と指定外施設を含み、配属未定の場合、配属先の施設が決定してから提出してください。

(4) 東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の 2 枚目

（2 枚目の名称は「東京都看護師等修学資金返還金口座振替納付届（自動払込受付通知書）」となっており、用紙右下の欄には（東京都保健医療局提出用）2/3 と記載されていますので提出前に御確認ください。）

返還金は、この依頼書に基づき届け出た口座から引き落とされます。なお、振替の依頼が可能な金融機関は、次のページに掲載している金融機関に限られます。

記入については、53 ページの記入例を参考に太線内を記入し、金融機関の窓口で確認印を受けて（口座振替の承諾を得て）から提出してください。御本人から都への提出がないと手続が行えませんので、御注意ください。

※窓口を持たないネットバンクを使用される場合は、各金融機関のインターネットサイト上で口座振替の手続き後、出力した「口座振替納付届」を東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の控えの代わりに、保健医療局へ提出してください。

※2口以上貸与を受けていた場合においては次の事項を御注意ください。

- ① 貸与口数分、金融機関窓口での手続が必要になります。
- ② 原則、すべての返還において同一の預貯金口座を使用してください。
(返還中に口座変更を希望する場合は、その都度変更手続をとってください。)
- ③ 2口目以降の口座振替依頼書についても、右上の『振込(払込み)開始月』欄には『令和7年4月分から』と記載して金融機関窓口提出してください。

<口座振替依頼書提出例>

	1枚目(1/3)	2枚目(2/3)	3枚目(3/3)	4枚目(3/3)
原則	金融機関へ提出	保健医療局へ提出	本人控え	
金融機関から都へ送付の申し出等があり、1・2枚目を提出した場合	金融機関へ提出		保健医療局へ提出	本人控え

金融機関一覧

令和6年10月現在

都市銀行	みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな 埼玉りそな									
地方銀行	七十七 東邦 群馬 足利 筑波 武蔵野 千葉 千葉興業 横浜 第四北越 山梨中央 八十二 北陸 静岡 スルガ 大垣共立 北洋 東和 栃木 京葉 東日本 東京スター 大光 きらぼし									
信託銀行	三菱UFJ信託 みずほ信託 三井住友信託 SMBC信託									
信用金庫	朝日 さわやか 芝 東京東 西武 城南 東京 城北 瀧野川 巣鴨 青梅 多摩 信金中央金庫 青木 東京ベイ 横浜 湘南 川崎 興産 東京シティ 東栄 亀有 小松川 足立成和 東京三協 西京 昭和 目黒 世田谷 山梨 飯能									
その他の銀行	PayPay 中央労働金庫 SBI 新生 楽天									
信用組合	全国信用協同組合連合会 あすか 全東栄 東浴 文化産業 東京厚生 東 江東 青和 中ノ郷 共立 七島 大東京 第一勧業 東京消防 警視庁職員 東京都職員 ハナ									
農業協同組合	東京都信用農業協同組合連合会 西東京 西多摩 秋川 八王子市 東京南 町田市 マインズ 東京みどり 東京みらい 東京むさし 東京中央 世田谷目黒 東京あおば 東京スマイル									
ゆうちょ銀行	全国にある「郵便局」									

※ 金融機関統合等による変更については、各自で御確認ください。

(5)「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」

以下に該当する場合のみ提出してください。

ア 複数口の貸与を受けている方で、2口目以降の第二種貸与分について返還開始を遅らせることを希望する場合(詳細は14ページ(2)参照)

イ 貸与全額終了後、休学や留年等により在学中の返還猶予を希望する場合

2 卒業直後の届出書類

養成施設等を卒業後、貸与を受けた御本人が直接東京都に提出するものです。令和7年4月末日までに、該当書類全てに貸与番号を記載の上、提出してください。返還事由該当者の場合、下記書類の都に到着した翌月末から口座振替を開始します。下記書類の御提出がない限り口座振替を行えず、1回目の引落とし金額が累積していきますので御注意ください。

(1) 第一種貸与を受けていた方（養成施設等卒業者）

ア 指定施設へ就業し、返還猶予を受ける方（詳細は12、13ページ参照）

【提出書類】①返還猶予申請書（第25号様式）及び裏面の指定施設証明

・従事先・在学先証明欄及び裏面の指定施設証明に従事先の証明が必要です。

②看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し

イ 卒業した課程の上級課程に進学した方（詳細は14ページ参照）

【提出書類】①返還猶予申請書（第25号様式）

・従事・在学証明欄に進学先の証明が必要です。

②看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し

※進学先を卒業後は、ア、ウ、エ、又は（2）の手続を行ってください。

※指定施設に従事しながら進学した場合でも、雇用形態が常勤若しくは非常勤（月128時間以上の雇用契約が締結されている場合に限る。）であれば、上記アの従事猶予申請が可能です。

ウ やむを得ない理由により、看護業務に従事できない方（詳細は15ページ参照）

返還債務（従事猶予、返還）の履行を猶予することができます。

【提出書類】①返還猶予申請書（第25号様式）

②看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し

③猶予理由の証明書等（15ページ記載の書類を提出）

（注）猶予終了後、ア、イ、エの手続を行ってください。

エ 指定施設へ従事しなかった方、試験不合格者（詳細は19、20ページ参照）

令和7年4月から返還債務が発生します。月賦を選択の場合は、下記提出書類が都に到着した翌月末から口座振替を開始します。

【提出書類】①返還届（第15号様式）

②口座振替依頼書

(2) 第一種貸与者（大学院修士課程修了者）

令和8年3月末日までの間で、下記内容に該当した時点で書類を提出してください。

ア 都内の医療機関等で看護業務に従事した場合（詳細は12、13ページ参照）

【提出書類】①返還猶予申請書（第25号様式）（裏面の指定施設証明は不要です。）

②修士課程の修了証明書又は修了証書の写し

- イ 都内の医療機関等で看護業務に従事しなかった場合（詳細は 19、20 ページ参照）
（教育機関等に就業し看護業務以外に従事した場合や、都外の医療機関等に就業した場合）
【提出書類】①返還届（第 15 号様式）
②口座振替依頼書

- ウ 博士課程に進学した方（進学した時点ですぐに提出してください。）
（詳細は 14 ページ参照）
【提出書類】①返還猶予申請書（第 25 号様式）
②修士課程の修了証明書又は修了証書の写し

- エ やむを得ない理由により、看護業務に従事できない方（詳細は 15 ページ参照）
返還債務（従事猶予、返還）の履行を猶予することができます。
【提出書類】①返還猶予申請書（第 25 号様式）
②猶予理由の証明書等
③修士課程の修了証明書又は修了証書の写し
（注）猶予終了後、ア～ウの手続を行ってください。

(3) 第二種貸与者

- ア 都内で看護業務に従事した場合

貸与を受けた期間内で返還します。詳細は 19、20 ページを御覧ください。

【提出書類】

- ①（養成施設等卒業者）看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し
（大学院修了者）修士課程の修了証明書又は修了証書の写し
②従事先の在職証明書

※看護師等の免許証を取得し都内で看護業務に従事したことを確認し、口座振替を開始するための書類です。書類が都に不備なく到着した日の翌月末から口座振替を開始しますが、月賦の場合、初月は 4 月分から口座振替を行う月までの分がまとめて引落としとなります。提出がない場合は、都の区域内で看護業務に従事していないとみなし、貸与を受けた期間の 2 分の 1 の期間内で返還となりますので注意してください。

- イ 都外の施設に従事、非就業又は試験不合格、月 128 時間未満の非常勤勤務の場合
学校を通じて、東京都へ連絡してください。

貸与を受けた期間の 2 分の 1 の期間内で返還となります。（詳細は 19・20 ページ参照）

- ウ 卒業した課程の上級課程に進学した方（詳細は 14 ページ参照）

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 25 号様式）
②（養成施設等卒業者）看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し
（大学院修士課程修了者）修士課程の修了証明書又は修了証書の写し

※進学先を卒業後は、上記ア、イの手続を行ってください。

3 猶予について

(1) 従事猶予（第一種貸与のみ）

【養成施設卒業者】

卒業後、その年に免許を取得し、直ちに指定施設（※下記参照）で看護業務に従事したとき、申請により就職後 5 年間返還を猶予することができます。4 ページを参照の上、令和 7 年 4 月末までに「返還猶予申請書」とその他必要書類を提出してください。

引き続き 5 年間指定施設で看護業務に従事すると、その後の申請により返還債務が免除されます。

また、5 年間に満たなくても、養成施設等を卒業後、その年に免許を取得し、直ちに指定施設で貸与を受けた期間以上引き続き看護業務に従事した場合には、申請により返還債務の一部が免除されます。免除される額については、貸与を受けた期間や従事月数により異なります。（詳細は 16～18 ページ参照）

なお、卒業後直ちに指定施設で看護業務に従事しなかった場合、指定施設で看護業務に従事した期間が貸与を受けた期間よりも短かった場合等には、全額返還になります。（詳細は 19・20 ページ参照）

【大学院修士課程修了者】

修了後 1 年以内に都内医療機関等で看護業務に従事したとき、申請により就職後 5 年間返還を猶予することができます。4 ページを参照の上、令和 8 年 3 月末までに「返還猶予申請書（第 25 号様式）」と必要書類を提出してください。

指定施設とは

規則第 10 条の 2（31 ページ）に規定された施設です。

◇指定施設は下記のホームページから確認できます。ただし、指定施設に該当するか否かは就業日時点で判断します。従事猶予を希望される際は、就業予定日の時点で指定施設に該当するかを従事予定の施設に事前に確認してください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

◇仮に、指定施設従事中に従事先が指定施設の条件から外れた場合（例：199 床の病院が 200 床に増床した等）、従事期間が満了するまでは引き続き指定施設に勤務したものとみなします。

◇法人内の異動によって、指定施設から 200 床を超える病院や、都外勤務になった場合は、指定施設以外の勤務となるため、返還（従事期間により全額又は一部）となります。

◇養成施設等を卒業後、直ちに指定施設に従事することが必要です。卒業後、指定施設以外に従事した後、指定施設に転職しても免除の対象とはなりません。

※第 7 号「（中略）特定町村」に該当する施設は、令和 6 年 10 月現在、都内にはありません。

※特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、認知症高齢者グループホーム、通所介護事業所（デイサービス）は指定施設ではありませんので御注意ください。

※第 10 号に該当する訪問看護ステーションへの就業は、貸与を受けた課程で免許を取得されてから、第 1 号から第 6 号まで並びに第 8 号及び第 9 号に掲げる指定施設にて 3 年以上従事された方に限り認められます。

ア 雇用形態について

原則として、常勤で雇用されていることが必要です。非常勤・短時間労働者として雇用された場合は、1施設で毎月128時間以上の雇用契約が締結されていることが必要となります。

イ 従事猶予期間中の従事状況の確認について

従事猶予期間中の方を対象に、従事2年目から4年目には、従事状況等現況の確認を毎年行います。東京都から連絡が来た際は、在職証明書等指示された書類の提出をお願いします。提出がない場合、在職の確認が取れないものとして全額返還の手続きをさせていただきますので御注意ください。

※なお、5年目の方については原則として従事状況の確認は行いませんので、5年間引き続き指定施設で看護業務に従事し、免除事由に該当する方は、16・17ページを参照の上、御自身で免除申請手続きを行ってください。

ウ 従事先を変更する場合

従事先を変更した場合、退職の翌日から、引き続き新しい従事先で従事することが原則となりますが、採用の事情により困難な場合を鑑み、退職後、次の採用までの期間が1か月未満であれば引き続き従事による猶予を認めています。従事先の変更後も従事猶予に該当する場合は下記の書類を提出してください。

【提出書類】①前従事先の在職証明書

・前従事先からの証明が必要です。

②従事先変更届/指定施設証明（第14号様式）（養成施設等卒業者のみ）

・従事先変更届、指定施設証明の両面に新従事先の証明が必要です。

③返還猶予申請書（第25号様式）

（従事先変更により従事月数に算定できない月が生じた場合のみ）

【例】

No	A病院退職	B病院採用	従事猶予継続可/不可
1	6月30日	7月31日	○
2	6月30日	8月1日	×
3	5月31日	6月30日	○
4	5月31日	7月1日	×
5	6月15日	7月15日	○
6	6月15日	7月16日	×
7	1月31日	2月28日	○
8	1月31日	3月1日	×

○…1か月未満の空白であるため猶予できます。 ×…1か月以上の空白となり猶予は認められず、返還となります。

なお、従事猶予が継続できる場合でも、従事先の在職日数が16日未満/月となる月は、返還免除申請に必要な従事月数に算定できません。例えば、上記【例】No.5のA病院の6月の在職日数は15日で16日未満/月となり、従事月数には算定できません。

また、その場合、猶予の期間は、従事していない期間分延びることになります。令和7年4月～令和12年3月の従事猶予期間中、上記【例】No.5で転職した場合、令和12年4月まで従事する必要があります。

このように従事先変更により従事した月数に算定できない月が生じた場合は、「修学資金返還猶予申請書」（第25号様式）の提出も必要となります。（16ページ（3）参照）

(2) 複数口猶予

第二種貸与分のみ猶予申請が可能です。2 口目以降の第二種貸与分の返還猶予を申請することにより、1 口目を返還している間 2 口目以降の返還を猶予することができます。

この場合、1 口目貸与分の返還終了予定月の翌月から 2 口目の返還が開始となります。）

【提出書類】①返還猶予申請書（第 25 号様式）（42 ページ参照）

第一種貸与分は複数口返還による猶予申請はできません。第一種貸与を従事猶予中、かつ第二種貸与分を返還中に退職等により第一種貸与分が返還となった場合、退職等の翌月から第一種貸与分の返還も開始となります。この場合、返還中の第二種分の返還猶予申請をすることにより、第一種→第二種の順番に返還していくことができます。

【複数口猶予の例】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第一種	卒業	指定施設へ従事、 従事猶予			退職	返還 開始				
第二種		返還 開始				複数口猶予 (第一種の返還終了まで)				

また、平成 29 年度貸与者から、複数口猶予が認められるのは同一課程内に限ります。准看護師課程と看護師課程で貸与を受けていた場合で進学猶予申請により准看護師課程の返還を開始していなかった場合は、卒業後、二つの課程の返還が同時に開始されます。

※複数口貸与を受けた方の返還方法例については 25 ページの Q16 も参照してください。

(3) 進学猶予

以下ア、イ、ウの場合、在籍期間の返還猶予を申請することができます。該当する場合は下記により申請をしてください。進学先の在籍 2 年目以降、毎年現況確認を行います。（詳細は 13 ページ（イ）参照）

従事猶予中の方は、進学猶予期間の終了後、再度（5）の手続を行ってください。

ア 養成施設等を卒業後、引き続き進学し、保健師・助産師・看護師等の養成施設等や大学院に入学した場合

イ 返還中に上記アの養成施設や大学院に入学した場合

ウ 従事猶予中に、退職後 1 か月以内に上記アの養成施設や大学院に入学した場合

【提出書類】① 返還猶予申請書（第 25 号様式）

・在学証明欄に進学先の証明が必要です。

②（アの場合・養成施設卒業者のみ）看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し

③（アの場合・博士課程進学者のみ）修士課程の修了証明書又は修了証書の写し

④（ウの場合のみ）在職証明書

※退学や留年等による卒業延期には別途手続が必要です。

(4) その他猶予

従事猶予中、又は返還中にやむを得ない理由が生じたときは、下記の手続によりその期間中の返還猶予を申請することができます。

なお、やむを得ない理由とは、災害・病気・出産・育休・介護等のことを指します。経済的理由は、やむを得ない理由に該当しません。それぞれの理由による猶予承認期間及び必要書類は下記のとおりです。

【返 還 中】原則として、申請の翌月からの猶予となります。なお、猶予期間満了の翌月末から口座振替を開始します（手続不要）。

【従事猶予中】証明書等で確認がとれた期間、下記事由に該当した月まで遡って猶予することができます。猶予期間の満了後、再度（5）の手続が必要です。

【猶予期間及び提出書類】

事由	期間	提出書類
災害	東京都が就業不可と認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②罹災証明書 ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
病気	医師の診断書にて就業不可と認められる期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②医師の診断書（注1） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
出産	産前8週から出産予定日（又は出産日）の1年後まで	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②母子手帳の写し（注2） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
育休	従事先の所属長が認める期間（出産日の1年後から）	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②育休証明書（注3） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
介護	従事先の所属長が認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②介護証明書（注3） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）

（注 1）「就業不可」等の文言及び療養期間の記載があるもの。療養期間の記載がない場合は、最大で6カ月とします。原本を提出してください。（2口目以降はコピーでの提出可）

（注 2）表紙等本人の氏名が記載されているページ、出産予定日又は出産日の記入があるページを用意してください。

（注 3）施設名の記名、施設長名の記名・押印があるもの。育休証明書、介護証明書はそれぞれ様式自由です。従事先の証明のある原本を提出してください。（2口目以降はコピーでの提出可）

(5) 再就業、復職（従事猶予中の方のみ）

（3）・（4）での猶予申請をした方は、従事開始（再開）後、直ちに下記書類を提出してください。

【提出書類】①修学資金返還猶予申請書（第25号様式）

- ・従事先・在学先証明欄に従事先の証明が必要です。
- ・従事年月日は従事再開日を記載してください。同じ職場に復職する際は、従事開始日には復職日を記載してください。

②指定施設証明（第25号様式裏面）（養成施設等卒業者のみ）

③卒業証明書又は修了証書の写し（進学による猶予申請をし、卒業後復職した方のみ）

4 免除について（第一種貸与）

返還債務の免除には、当然免除と裁量免除の2つの制度があります。免除の理由に該当した場合は直ちに「修学資金返還免除申請書（第23号様式）」により申請してください。

なお、返還の猶予や免除に該当するケースでも、必要な届出がされていない場合は、猶予又は免除資格の確認がとれないため、返還事由に該当したものとみなし、返還の手続を行います。

（1）当然免除（返還債務の全額免除）

ア 第一種貸与を受けた者が、養成施設等を卒業した年に免許を取得し、卒業後直ちに指定施設に就業し（大学院修士課程で貸与を受けた方は修了後1年以内に都の区域内で看護業務に従事し）、引き続き5年間、看護業務に従事したとき。

なお、保健師・助産師・看護師等の養成施設等に進学又は病気、災害、出産等のやむを得ない理由で免許取得後すぐに看護業務に従事できない場合や、看護業務の従事期間が中断した場合は、返還猶予の申請をして承認されたときに限り、5年間の猶予期間を延長して、当然免除につなげることができます。

イ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因で死亡し、又はその看護業務によって起こった心身の故障のため、看護業務を続けることができなくなったとき。

（2）裁量免除（返還債務の一部又は全額免除）

ア 第一種貸与を受けた者が、養成施設等を卒業した年に免許を取得し、卒業後直ちに指定施設に就業し、貸与を受けた期間以上5年未満、引き続き看護業務に従事したとき。

例：2年間貸与を受けた方が引き続き2年間以上5年未満従事したとき

…返還債務の一部を免除

※大学院修士課程で第一種貸与を受けた場合、看護業務従事による裁量免除はありません。

イ 当然免除のイ以外の原因によって、死亡し又は心身故障により修学資金の返還ができなくなったとき（履行期が未到来のものに限る）。……返還債務の一部又は全額免除

上記（2）のアについての裁量免除額及び返還額の算定式については、18 ページを参照してください。

（3）第一種の貸与を受けた方の従事期間の算定

返還債務が免除となるための看護業務の従事期間は、卒業後（修了後）、業務を開始した月（ただし、3月中から従事している場合は4月1日）から、業務を中止した月までの月数により計算します。ただし、看護業務の従事が月の途中から開始又は月の途中で終了する場合で、1か月の従事日数が16日未満である月は従事した月数に算定できません（13 ページ参照）。異なる月のそれぞれ端数の日数の合算をもって1か月とすることも認められません。

また、やむを得ない理由等で看護業務に従事していない期間（返還猶予申請が認められている期間）は算定からのぞきます。

(4) 心身の故障による免除について

「看護業務に起因して、現在及び将来にわたって就業が困難である」旨の医師の診断書（原本）を要します。ただし、「現在及び将来にわたって就業が困難である」とは、看護師免許に係る欠格事由（保健師助産師看護師法第9条規定各号のいずれか）に該当し、かつ、回復の見込みが一切ないと認められる程度の心身であることが必要になります。

(5) 当然免除申請に係る必要書類

ア 第一種貸与を受けた者が養成施設等を卒業した年に免許を取得し、卒業後直ちに指定施設に就業し、引き続き5年間、看護業務に従事したとき。

【提出書類】①修学資金返還免除申請書(第23号様式)

②在職証明書(第23号様式裏面)

※従事先を変更した場合で、旧従事先の退職期間までの記載がある在職証明書を既に提出されている場合には、同内容の在職証明書は不要です。

イ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因で本人が死亡したとき。

【提出書類】①修学資金返還免除申請書(第23号様式)

②死亡届

③死亡診断書

ウ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因での心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。

【提出書類】①修学資金返還免除申請書(第23号様式)

②医師の診断書（(4)に記載した内容の記述があるもの。原本を提出）

(6) 裁量免除申請に係る必要書類

ア 第一種貸与を受けた者が養成施設等を卒業した年に免許を取得し、卒業後直ちに指定施設に就業し、5年未満、引き続き貸与を受けた期間以上、看護業務に従事したとき。

【提出書類】①返還届（第15号様式）」（詳細は8ページ参照）

②東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（第2号様式）の2枚目（2/3）（口座のある金融機関で口座振替の承諾を得たもの）
（詳細は8ページ参照）

③修学資金返還免除申請書(第23号様式)

④在職証明書(第23号様式裏面)

※従事先を変更した場合で、旧従事先の退職期間までの記載がある在職証明書を既に提出されている場合には、同内容の在職証明書は不要です。

イ 看護業務の従事期間中、看護業務以外の原因によって本人が死亡したとき。

【提出書類】①修学資金返還免除申請書(第23号様式)

②死亡届

③戸籍等の除票

ウ 看護業務の従事期間中、看護業務以外の原因によって、心身故障により修学資金の返還ができなくなったとき。

【提出書類】①修学資金返還免除申請書(第 23 号様式)

②医師の診断書 ((4) に記載した内容の記述があるもの。原本を提出)

(7) 裁量免除申請者の返還月額について

返還方法が月賦で、返還額を月額で割り返した際に端数が生じる場合は、初回に端数を加算します。

参考 第一種貸与の裁量免除の計算方法

◎ 貸与期間以上 5 年未満指定施設で看護業務に従事

$$\text{免除額} = \frac{\text{従事月数}}{\text{貸与を受けた期間(24月未満は24月とする)} \times 5/2} \times \text{貸与額}$$

例

$$\left(\begin{array}{l} \text{貸与期間} \quad 2 \text{ 年間 (24 月)} \\ \text{貸与額} \quad 768,000 \text{ 円 (月額 32,000 円)} \\ \text{従事月数} \quad 2 \text{ 年 1 か月 (25 月)} \qquad \qquad \text{の場合} \\ \\ \text{免除額} = \frac{25 \text{ 月}}{24 \text{ 月} \times 5/2} \times 768,000 \text{ 円} \div \underline{320,000 \text{ 円}} \\ \\ \text{返還額} = 768,000 \text{ 円} - 320,000 \text{ 円} = \underline{448,000 \text{ 円}} \end{array} \right)$$

※指定施設で看護業務に従事した期間が貸与期間に満たない場合は、全額返還になります。

※大学院修士課程で第一種貸与を受けた場合は、看護業務従事による裁量免除はありません。

5 返還について

第一種の貸与を受けた方については（1）の「返還しなければならない場合」のアからエまでのいずれかに該当した場合、返還しなければなりません。

第二種の貸与を受けた方については、養成施設等を卒業したとき又は大学院修士課程を修了したときに貸与を受けた修学資金を返還しなければなりません。

※なお、返還の猶予や免除に該当しても期限内に必要な届出がされない場合は、猶予又は免除資格の確認がとれないため、返還事由に該当したものとみなし、返還の手続を行います。

（1）第一種貸与で返還しなければならない場合（条例第 11 条）

ア 条例第 9 条第 1 項（27 ページ）の規定により、修学資金の貸与がやめられたとき。

イ 養成施設を卒業した日から 1 年を経過する日までに免許を取得できなかったとき。

ウ 養成施設卒業者が免許を取得してから直ちに指定施設で看護業務に従事できなかったとき。

大学院修士課程修了者が 1 年以内に都内で看護業務に従事しなかったとき。（1 年以内に都外の施設に就業した場合や看護業務以外に従事した場合は、その時点で全額返還となります。）

エ 引き続き 5 年間の従事により当然免除を受ける前に、看護業務外の理由により死亡した場合や指定施設（大学院修士課程修了者は都の区域内で看護業務）に従事しなくなったとき。

（2）返還金の納入方法

返還金は、口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。振替日（納入期限）については以下の表のとおりです。口座振替が可能な金融機関は 9 ページを御覧ください。

また、振替日に口座振替ができなかった返還金は、再度口座から引き落とすことはできず、未納金となります（次ページ「(6) 未納金について」参照）。

※いずれも、振替日が銀行等の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。

返還方法	月 賦	半年賦	一 括
振替日 (納入期限)	毎月末日	9 月末日及び 3 月末日	返還を決定した月の末日

（3）繰上返還について

一括又は半年賦で返還している方が、月賦に変更することはできません。

月賦又は半年賦で返還している方が、残債務（残りの返還すべき額。振替日未到来分に限ります。）の繰上返還を希望される場合は、「返還方法変更届」を提出してください。月額単位、又は半年賦額単位での申請になります。

複数口貸与を受けている場合は、次の口の返還期間が繰り上がるため、次に返還すべき貸与口について、「返還期間変更届」を提出してください。

原則、書類が都に到着した月の翌月の口座振替で繰上返還を実施します。届出の時期によっては振替日が遅れることがありますのであらかじめ御了承ください。

(4) 返還開始時期

返還事由に該当した月の翌月から返還債務が発生しますが、口座振替は、書類が都へ到着し、不備なく受理した月の翌月末から開始されます。返還事由に該当しても必要書類が提出されない場合、又は書類の不備があった場合、1 回目の引落とし金額が累積していきますので早急に手続を行ってください。

(例：第二種貸与を受けた方が月賦 25,000 円での返還を御希望の場合で、卒業直後の書類提出が 6 月になった場合、返還債務が発生するには 4 月であるため、第 1 回目の口座振替は 7 月末日で、金額は 4 月分から 7 月分までの 4 か月分で 100,000 円となります。)

(5) 返還期間

＜第一種貸与＞

貸与を受けた期間内（大学院修了者にあつては 10 年以内）で返還していただきます。

＜第二種貸与＞

ア 東京都内で看護業務に従事した場合

貸与を受けた期間内で返還していただきます。ただし、卒業又は修了した年の 4 月中に看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し（大学院修了者は、修了証書の写し）と、従事先の在職証明書の提出がない場合は、都の区域内で看護業務に従事していないとみなし、後述イと同様の取扱いとなる場合がありますので注意してください。

返還期間の具体例としては、2 年間貸与を受けた方は 24 回（24 か月）貸与を受けているので、月賦の場合は、毎月 25,000 円の 24 回（24 か月）で返還完了となります。

イ 上記ア以外の場合（都外で従事又は免許を取得できなかった場合）

貸与を受けた期間の 2 分の 1 の期間内で返還していただきます。

返還期間の具体例としては、2 年間貸与を受けた方は 24 回（24 か月）貸与を受けているので、月賦の場合は、毎月 50,000 円の 12 回（12 か月）で返還完了となります。

(6) 未納金について

振替日に口座振替ができなかったときは、後日、督促状及び納付書を送付します。金融機関窓口やペイジー対応のインターネットバンキング、ATM 等で直ちに納付してください。口座振込やコンビニ等での納付はできません。

なお、未納金がある場合、連帯保証人への連絡や債権回収会社への委託、最終的には提訴、強制執行等の法的措置をとらせていただくこともありますので御了承ください。

(7) 延滞利子について

口座振替ができず納付書により返還した場合は、納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年 3% の割合で延滞利子が発生します。ただし、延滞利子が 1,000 円未満の場合は、請求しません。延滞利子が 1,000 円以上の場合は、後日、延滞利子分の納入通知書を送付しますので、金融機関窓口又は ATM 等で納付してください。

また、口座の名義変更や解約によって振替ができない場合でも延滞利子がかかりますので、口座の残高不足や口座の手続には十分注意してください。

6 その他共通の手続について

(1) 住所等を変更する場合

本人や連帯保証人の住所又は氏名、電話番号に変更がある場合は、住所等変更の手続を行ってください。

【提出書類】①住所等変更届（第7号様式）

②（氏名を変更した場合のみ）氏名変更の確認ができる公的書類の写し

③（口座名義の氏名も変更した場合）返還金口座振替依頼書

（注1）「公的書類」とは、戸籍謄本又は抄本、運転免許証等、新姓、旧姓両方が確認できるものを指します。

（注2）卒業時点で転居先が不明な場合は、転居先が決まり次第、必ず都に提出してください。

※住所の変更は、電子申請でも可能です。詳細は東京都看護師等修学資金のホームページを御確認ください。

(2) 連帯保証人を変更する場合

【提出書類】①「連帯保証人変更届・連帯保証書（第5号様式）」

②新しい連帯保証人の印鑑登録証明書

③新しい連帯保証人の住民票

④新しい連帯保証人の収入証明

（注1）連帯保証人が押印する印には必ず実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を使用し、印鑑登録証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。

（注2）住民票は、世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者が省略なく記載されており、3か月以内に発行されたものを提出してください。また、「世帯全員のものである」旨の記載があることを確認してください。

（注3）収入証明は、直近の勤務先の源泉徴収票又は確定申告書等を提出してください。

（注4）住民票は、マイナンバー記載のものは受理できません。

<連帯保証人の資格等>

	申込年度が令和元年度以前の方 →連帯保証人は2名必要です。	申込年度が令和2年度以降の方 →連帯保証人は1名必要です。
①	原則、2名のうち1名は親族であること。	原則、4親等以内の親族であること（※）。
②	成年であること。	
③	本修学資金に関して、他の被貸与者、申込者の保証をしていない（しない）こと。	
④	一定の職業に就き、収入を得て独立の生計を営んでいること（無職や年金収入のみの方は認められません。）。	
⑤	債務整理中（破産等）でないこと。	
⑥	所得税法上の扶養に入っていないこと。 例：母親に収入があり、父親の所得税上の扶養に入っている⇒父親のみ資格有 母親に収入があり、父親の所得税法上の扶養に入っていない⇒父親も母親も資格有	

※申込年度が令和2年度以降の方で❶の要件を満たせない場合、下記の基準以上の収入を有していれば可とします。

世帯人員	1人	2人	3人	4人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円

(3) 本人が死亡した場合

本人が死亡した場合、返還状況や死亡理由によって必要な手続が異なります。下記の表を参考に、すみやかに手続を行ってください。

区分	提出書類	注意事項
従事 猶予中 に死亡	【看護業務上の理由】 ①死亡届(第17号様式) ②返還免除申請書(第23号様式) ③死亡診断書	連帯保証人からの申請により看護業務上で死亡したことが確認できた場合、当然免除(全額免除)の対象になります。
	【看護業務外の理由】 ①死亡届(第17号様式) ②返還免除申請書(第23号様式) ③戸籍等の除票	連帯保証人が裁量免除を申請しない場合は下記の書類を提出してください。 ①返還届(第15号様式) ②返還金口座振替依頼書
返還 開始後 に死亡	①死亡届(第17号様式) ②返還免除申請書(第23号様式) ③戸籍等の除票	残りの債務は連帯保証人に引き継がれます。返還の履行期が未到来のものに限り、返還免除を申請することができます。

7 Frequently Asked Question 問合せの多い質問

Q1 返還猶予申請書や返還免除申請書は、いつまでに提出すればいいでしょうか。

A1 申請事由が生じた場合は速やかに申請してください。基本的に、都からの提出指示はいたしません。申請書類についてはこのしおりをよく読んで、各自がきちんと申請してください。

Q2 看護師 3 年課程の学校で 3 年生の 1 年間だけ第一種の貸与を受けました。全額の返還免除を申請するには、この場合も引き続き 5 年間従事しなければならないのでしょうか。

A2 返還債務の当然免除（全額免除）となるには、貸与期間に関わらず、引き続き 5 年間看護業務に従事する必要があります。

なお、裁量免除（一部免除）となるためには、引き続き貸与を受けた期間以上（この場合は引き続き 1 年以上）看護業務に従事することが必要です。詳細は 16 ページを御覧ください。

Q3 結婚等により住所と姓が変わりました。どのような手続が必要ですか。

A3 本人及び連帯保証人の住所や姓が変わったときには、「住所等変更届（第 7 号様式）」を提出してください。その際に、姓の変更のわかる公的な書類（戸籍謄本又は抄本の写し、運転免許証の写し等、新姓・旧姓両方が確認できるもの）を添付してください。

引落口座の名義を新姓に変更した場合は、金融機関で再度、口座振替の手続が必要となります。Q13 を御覧ください。また、住所等の変更は電子申請でも可能です。詳細は東京都看護師等修学資金ホームページを御確認ください。

Q4 申請様式を以前使用してしまったため、手元にありません。どうしたらよいでしょうか。

A4 口座振替依頼書を除く様式は、東京都看護師等修学資金ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードする際は、令和 3 年度以前に貸与開始した方向けの様式をご使用下さい。それ以外の様式は使用できませんのでご注意ください。

なお、ダウンロードができない場合又は口座振替依頼書の様式を御希望の場合は、表紙の裏面に記載の問合せ先に御連絡ください。

Q5 第二種貸与を受けていました。看護師等の試験に合格し、貸与を受けていた修学資金を月賦で返還しますが、東京都の区域内で勤務しているという在職証明書と看護師等免許証（又は登録済証明書）の写しも添付する必要がありますか。

A5 必要です。御提出がない限り口座振替を行えず、1 回目の引落とし金額が累積されていきますので御注意ください。提出がない場合は、都の区域内で看護業務に従事していないとみなし、貸与を受けた期間の 2 分の 1 の期間内で返還していただきます。

Q6 出産や病気等で看護業務に従事できないときは、どんな手続をとればよいでしょうか。

A6 やむを得ない理由により看護業務に従事できないときは、「修学資金返還猶予申請書（第 25 号様式）」及びその理由の事実を証明する書類等（口数分）を提出してください。

詳細は、15 ページを御覧ください。

Q7 第二種貸与を受けていましたが、4月から進学します。「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」（進学のために返還猶予を申請する。）はいつ提出すればいいのでしょうか。

A7 進学後直ちに「修学資金返還猶予申請書（第25号様式）」に在学の証明を取得し、速やかに提出してください。（記載例41ページ）詳細は14ページを御覧ください。

卒業後直ちに進学する場合は、これ以前に提出することになる「返還届（第15号様式）」の余白に「進学猶予申請する予定（例 R6. 4～○. ○）」と記入してください。

Q8 第一種貸与を受けていました。卒業後、指定施設以外に就業したため、月賦で36,000円ずつ返還しています。このたび、指定施設に転職したので、免除を受けることはできますか。

A8 従事猶予及び免除を受けることができるのは、卒業後直ちに指定施設に従事し、引き続き5年間従事をした方に限ります。

Q9 第二種貸与を受けていました。卒業後、都外の施設に就業したため、月賦で月額50,000円ずつ返還しています。このたび、都内の病院に転職したので、月額25,000円に変更することはできますか。

A9 卒業後直ちに就業した病院の所在地で返還月額を決定するため、都内に転職しても、月額50,000円で返還となります。詳細は19ページ（3）を御覧ください。

Q10 先月分の口座引落しができませんでした。今月の振替日に、引落しができなかった先月分もまとめて2ヶ月分の口座引落しをしてもらえますか。

A10 翌月にお届けする督促状に同封される納付書にてお支払ください。

Q11 口座から引落しができなかったため、督促状と納付書が届きました。コンビニで支払いはできますか。

A11 納付書が利用できるのは、督促状に同封されている「東京都公金を納付できる金融機関一覧」に載っている金融機関の窓口及びペイジー対応のATM、インターネットバンキング等で支払うことができます。コンビニでは支払えません。

Q12 納付書を紛失してしまいました。再発行はしていただけますか。

A12 再発行いたします。表紙の裏面に記載の問合せ先に御連絡ください。

Q13 引落しに使っている口座について、変更はできますか（名義変更を含む。）。

A13 手続により変更可能です。金融機関で必要な手続をした上で、返還口数分の口座振替依頼書を都へ提出してください。都に到着した月の翌月末の口座振替から新口座での引落しとなります。

Q14 全額の返還が終了しました。何か通知などはいただけますか。

A14 都で確認が取れ次第、返還完了通知を送付いたします。

なお、実際に返還が完了した日から通知の送付まで2か月程度の日数を要しますので、御了承ください。

Q15 複数口貸与を受けた場合の月賦で1口ずつ返還していく方法について教えてください。

A15 下記事例を参照にしてください。事例は養成施設等卒業者で、第一種の貸与月額は36,000円（准看課程21,000円）とします。

【事例1】第一種1口、第二種2口の貸与を受け指定施設に就職した。

⇒ 第二種2口目の返還猶予申請書を提出すると、
第二種1口目25,000円→第二種2口目25,000円の順で返還できます。

【事例2】第一種1口、第二種2口の貸与を受け指定施設以外に就職した。

⇒ 第二種貸与分2口それぞれの返還猶予申請書を提出すると、
第一種36,000円→第二種1口目25,000円→第二種2口目25,000円の順で返還できます。

【事例3】第一種1口、第二種1口の貸与を受け、指定施設に就職したが、従事猶予の途中で指定施設以外に転職し第一種貸与分が返還となった。

⇒ 返還中の第二種貸与分の返還猶予申請書を提出すると、
第一種36,000円→第二種（残りの返還額）25,000円の順で返還できます。

※猶予申請されない場合は、転職された翌月から第一種の返還が開始されるため、返還月額は61,000円（第一種36,000円＋第二種25,000円）となります。

【事例4】准看護師課程で第一種1口、第二種1口の貸与を2年間受け卒業後すぐに進学。返還猶予（進学）を承認され、進学先の看護師2年課程でも第一種1口、第二種1口の貸与を2年間受け卒業、指定施設以外に就職した。

⇒ 二つの課程の第二種貸与分それぞれの返還猶予申請書を提出すると、
第一種分57,000円（准看課程21,000円＋2年課程36,000円）→第二種分50,000円（准看課程25,000円＋2年課程25,000円）の順で返還できます。

※平成29年度貸与者から複数口返還による猶予申請ができるのは同一課程内に限ります。

第一種（准看課程）21,000円→第一種（2年課程）36,000円→第二種25,000円という返還方法はできないので御注意ください。詳細は14ページを御覧ください。

東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）

（昭和 37 年 10 月 16 日条例第 121 号） 改正 令和 2 年 4 月 1 日条例第 29 号

（目的）

第 1 条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の区域内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者並びに看護師免許を取得し、都の区域内に所在する大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来都の区域内において看護業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、都の区域内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において「看護業務」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいい、看護師免許を取得し、都の区域内に所在する大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者にあつては保健師、助産師又は看護師の業務をいう。

二 この条例において、「養成施設」とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所をいう。

三 この条例において「大学院」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院で、看護に関する専門知識を修得するためのものをいう。

（貸与の資格）

第 3 条 看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）は、第一種貸与及び第二種貸与とし、修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 1 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 19 条、法第 20 条、法第 21 条若しくは法第 22 条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校で都の区域内に所在するもの若しくは知事が指定した養成所に在学している者又は看護師免許を取得した者で都の区域内に所在する大学院の修士課程に在学しているものであること。
- 2 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- 3 経済的理由により修学困難であること。
- 4 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。
- 5 第一種貸与を受けようとする者のうち、養成施設に在学している者にあつては、養成施設卒業後都の区域内において引き続き 5 年以上、大学院の修士課程に在学している者にあつては、大学院修了後都の区域内において引き続き 5 年以上の期間、第二種貸与を受けようとする者にあつては、養成施設卒業後又は大学院修了後都の区域内において看護業務に従事しようとする意思を有すること。

(連帯保証人)

第8条 修学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人一人を立てなければならない。

- 1 一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- 2 この修学資金について、他に保証していないこと。

二 前項第2号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。

(貸与の休止等)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号の一に該当する場合は修学資金の貸与をやめることができる。

- 1 退学したとき。
- 2 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなつたと認められるとき。
- 3 いつわりの申込その他の不正手段によつて貸与を受けたとき。
- 4 その他修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。
- 5 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

二 知事は修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除する。

- 1 第一種貸与を受けた者（以下「第一種貸与者」という。）のうち養成施設において貸与を受けた者が、養成施設卒業後、他種の養成施設又は大学院への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）により看護業務に従事できなかった期間を除き、知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）において引き続き5年間看護業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であつて、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得できなかったとき、及び免許取得後直ちに指定施設において看護業務に従事しなかつたときを除く。
- 2 第一種貸与者のうち大学院修士課程において貸与を受けた者が、大学院修了後、やむを得ない理由（養成施設への進学を除く。以下大学院修士課程において貸与を受けた者について同じ。）により看護業務に従事できなかった期間を除き、都の区域内において引き続き5年間看護業務に従事したとき。ただし、やむを得ない理由がない場合であつて、大学院修了後1年以内に都の区域内において看護業務に従事しなかつたときを除く。

- 3 前2号に規定する看護業務従事期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。
- 二 修学資金の貸与を受けた者が免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該期間を前項に規定する看護業務に従事した期間とみなす。ただし、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得できなかつたときはこの限りでない。

(返還及び返還方法)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、第一種貸与者及び第二種貸与を受け、養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事した者にあつては、貸与を受けた期間（第9条第2項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間内（第一種貸与者で大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては10年以内）に、第二種貸与を受けた者（以下「第二種貸与者」という。）のうち養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事しなかつた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間の2分の1の期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。ただし、次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、これらの返還期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

- 1 第9条第1項の規定により、修学資金の貸与がやめられたとき。
 - 2 第一種貸与者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得できなかつたとき。
 - 3 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては、免許取得後直ちに指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院修了後1年以内に都の区域内において看護業務に従事しなかつたとき。
 - 4 前条の規定による返還の債務の当然免除を受ける前に看護業務外の理由により死亡し、又は第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては都の区域内において看護業務に従事しなくなつたとき。
 - 5 第二種貸与者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。
- 二 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者がその全額の返還を希望する場合は、直ちに返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

- 1 第9条第1項の規定により修学資金の貸与をやめられた後も、引き続き養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。

- 2 養成施設において貸与を受けた者にあつては、養成施設卒業後更に他種の養成施設又は大学院において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては、大学院修了後更に大学院博士課程において修学しているとき。
 - 3 第一種貸与者のうち、養成施設において貸与を受けた者にあつては指定施設において、大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては都の区域内において看護業務に従事しているとき。
 - 4 災害、疾病その他のやむを得ない理由があると認められるとき。
- 二 知事は、第二種貸与者が貸与を二回受けた場合は、一方の回の返還が終了する予定の月まで他の回の返還の債務の履行を猶予することができる。
- 三 知事は、第一種貸与及び第二種貸与の両方を受けた者が第一種貸与及び第二種貸与について前条に定める返還事由に該当した場合は、第一種貸与の返還が終了する予定の月まで第二種貸与の返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の裁量免除)

- 第 13 条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。
- 1 第一種貸与者のうち養成施設において貸与を受けた者が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上指定施設において看護業務に従事したとき。
 - 2 死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつたとき。
- 二 前項第 1 号の規定により免除できる返還の債務の額は、当該従事した期間（月を単位とする。以下同じ。）を修学資金の貸与を受けた期間（この期間が 24 月に満たないときは、24 月とする。）の 2 分の 5 に相当する期間（以下「算定期間」という。）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を修学資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。
- 三 第 10 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）

（昭和 37 年 10 月 16 日条例第 121 号） 改正 令和 3 年 6 月 14 日条例第 63 号

(延滞利子)

- 第 14 条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

（昭和 61 年 6 月 20 日規則第 116 号） 改正 令和 3 年 3 月 24 日規則第 46 号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（連帯保証人の変更）

第6条 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は修学資金の貸与を受けた者が条例第8条の連帯保証人を変更しようとするとき、又は当該連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人変更申請書・連帯保証書（別記第5号様式）及び新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を知事に提出しなければならない。

二 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該連帯保証人となるべき者について条例第8条に規定する要件又は保証能力を審査の上、その可否を決定し、連帯保証人変更承認・不承認通知書（別記第6号様式）により通知する。

（届出等）

第7条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届け書等を10日以内に知事に提出しなければならない。

- 1 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他知事の指定する重要な事項に異動があつたとき。 住所等変更届（別記第7号様式）
- 2 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は貸与期間内に留年した者が、貸与の休止を希望するとき。 休学・停学・留年届（別記第8号様式）
- 3 前号に該当した者が復学し、又は進級したとき。 再開申請書（別記第9号様式）
- 4 退学し、又は修学資金の貸与を辞退したとき。 退学・辞退届（別記第10号様式）
- 5 看護業務の従事先を変更したとき。 従事先変更届（別記第14号様式）
- 6 条例第11条第1項第2号から第5号までに定める返還事由に該当したとき。 返還届（別記第15号様式）

二 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届（別記第17号様式）にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（借用証書及び返還予定明細書の提出）

第9条 修学生は、修学資金の貸与が終了し、又は条例第9条第1項の規定により修学資金の貸与を廃止されたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（別記第21号様式）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を、知事に提出しなければならない。

（返還債務の当然免除又は裁量免除の申請等）

第10条 条例第10条第1項又は第13条第1項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第23号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

二 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還免除承認・不承認通知書（別記第24号様式）により通知する。

（指定施設）

第10条の2 条例第10条第1項第1号の指定施設は、東京都（以下「都」という。）の区域内に存する施設（第11号に掲げる施設にあつては、都の区域外に存するものも含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（保健師の場合に限る。）
- 8 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）の事業（以下「訪問看護事業」という。）を行う事業所（第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に掲げる施設（都の区域内に存するものに限る。）における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。）
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設

※ 令和6年10月現在、上記7に該当する施設は、都内にありません。

（指定看護業務）

第10条の3 条例第10条第1項第2号の規定による都の区域内における看護業務（以下「指定看護業務」という。）は、都の区域内に存する医療機関、介護老人保健施設等（以下「医療機関等」という。）における看護業務をいう。

二 医療機関等における3年以上の看護業務の経験を有する者が訪問看護事業を行う事業所（都の区域内に存するものに限る。）において看護業務に従事するときは、当該看護業務を指定看護業務とみなすことができる。

（返還債務の履行猶予の申請等）

第11条 条例第12条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第25号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

二 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認通知書（別記第26号様式）により通知する。

届出様式の記入例

(令和6年度 貸与終了者用)

届出書類の記載に当たっては、必ず油性のボールペンを使用してください。
※「消えるボールペン」等の使用は不可

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書(第21号様式)

＜連帯保証人2名用＞	35
＜連帯保証人1名用＞	37

修学資金返還猶予申請書(第25号様式)

＜第一種貸与・看護業務従事＞(表)・(裏)	39
＜進学＞	41
＜第二種貸与・2口以上の貸与＞	42
＜災害・疾病・その他(出産)＞	43

返還届(第15号様式)

＜第一種貸与・非就業＞	44
＜第一種貸与・業務廃止＞	45
＜第二種貸与＞	46

従事先変更届(第14号様式)

＜第一種貸与・従事先変更＞(表)・(裏)	47
----------------------	----

在職証明書(任意様式)	49
-------------	----

住所等変更届(第7号様式)	50
---------------	----

修学資金返還免除申請書(第23号様式)

＜第一種貸与・当然免除を受けるとき＞	51
＜第一種貸与・裁量免除を受けるとき＞	52

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)	53
----------------------------------	----

連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第5号様式)	54
-------------------------	----

申込年度が令和元年度以前の方

金額の訂正不可

修学費

全ての項目について、明瞭に記入してください。

租税特別措置法
第91条の3第2項
により印紙は必
要ありません。

金額

百	十	万	千	百	十	円
¥1	5	3	6	0	0	0

最終支払日（R7年1月15日）以降の日付を記入してください。

貸与に基づき東京都から貸与されました。
貸与については、同条例の規定を
守り、かつ、貸与額とおり相違なく返還すること

収入印紙は原則不要です。

各種学校や学校教育法に規定されて
いない学校は、貼付が必要です。

令和7年 1月 16日

東京都知事 殿

訂正をする際は、二重線及び訂正印
（それぞれ記入している方の印）で
訂正してください。

本人

貸与番号	1	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

（自署）

ふりがな
氏 名

とうきょう はなこ
東京 花子

郵便番号

163-0000

住 所

東京都新宿区西新宿9-9-9

電 話

（自宅）03-5555-5555 / （携帯）090-5555-5555

本人が18歳未満の場
合に親権者か後見人が
記入してください。

親権者又

は後見人

ふりがな
氏 名

郵便番号

住 所

電 話

（自宅） / （携帯）

保証人が自署し、印鑑登録証
明書と同じ印を押印してくだ
さい。

住所が同じ場合も「同上」とはせず、
記入してください。

連帯保証人

（自署）

ふりがな
氏 名

はちおうじ さぶろう
八王子 三郎

郵便番号

192-0000

住 所

東京都八王子市八王子1-1-501 けやきマンション

電 話

（自宅） / （携帯）090-6666-6666

勤務先名称

株 式 会 社 八 王 子

勤務先住所

東京都八王子市八王子1-1-1

勤務先電話

042-7777-7777

電話番号が無い場合、-
（ハイフン）を記入して
ください。

連帯保証人

（自署）

ふりがな
氏 名

とうきょう たろう
東京 太郎

郵便番号

163-0000

住 所

東京都立川市立川4-3-1

電 話

（自宅）042-666-6666 / （携帯）090-6666-6667

勤務先名称

株 式 会 社 立 川

勤務先住所

東京都立川市立川1-1-1

勤務先電話

042-7777-7771

注1 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してくだ
さい。

注2 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証
書（第5号様式）によって連帯保証人の変更を申請してください。

注3 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届（第7号様
式）を提出してください。

（日本産業規格A列4番）

貸与番号	1	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

(氏名 東 京 花 子)

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
○×大学 看護学部	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
令和元年 4月 から令和7年 3月 まで (うち休止期間 令和2年 4月 から 令和4年 3月 まで)	

借受総額を 1 回の返還額で割った時に、端数が生じる場合は初回返還額に加算されます。その際は、「端数は初回に加算されることを了承します。」とこちらに記載して下さい。

修学資金返還予定明細書

返還方法			百 十 万 千 百 十 円						返還回数
☒	月 賦	1回の金額	¥	3	2	0	0	0	48回
☐	半年賦	1回の金額							回
☐	一括	1回の金額							回

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5% (令和4年4月以降は3%) の割合で計算した延滞利子を請求します。

なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

月賦又は半年賦の場合は、貸与を受けた期間内で返還が完了するように、1回の金額を指定する必要があります。

月賦の場合は貸与月額以上の金額を、半年賦の場合は貸与月額の6回分以上の金額を記入してください。

申込年度が令和2年度以降の方

金額の訂正不可

修学資金借用証書

全ての項目について、明瞭に記入してください

金 額

百	十	万	千	百	十	円
¥	9	0	0	0	0	0

第91条の3第2項
により印紙は必
要ありません。

最終支払日（R7年1月15日）以降
の日付を記入してください。

貸与条約に基づき東京都から
借用しました。
貸与については、同条例の規定
で修学資金返還予定明細書のとおり相違なく返還するこ

収入印紙は原則不要です。

各種学校や学校教育法に規定されてい
ない学校は、貼付が必要です。

令和7年 1月 16日

東京都知事 殿

訂正をする際は、二重線及び訂正印
（それぞれ記入している方の印）で
訂正してください。

本 人

貸与番号	1	S	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

ふりがな
氏 名

とうきょう はなこ
東 京 花 子

郵便番号

163-0000

住 所

東京都新宿区西新宿9-9-9

電 話

(自宅)03-5555-5555 / (携帯)090-5555-5555

本人が18歳未満の場
合に親権者か後見人が
記入してください。

親権者又
は後見人
(自署)

ふりがな
氏 名

郵便番号

住 所

電 話

(自宅) / (携帯)

印

保証人が自署し、印鑑登録証
明書と同じ印を押印してくだ
さい。

住所が同じ場合も「同上」とはせず、
記入してください。

連帯保証人
(自署)

ふりがな
氏 名

はちおうじ さぶろう
八 王 子 三 朗

郵便番号

192-0000

住 所

東京都八王子市八王子1-1-501 けやきマンション

電 話

(自宅) — / (携帯)090-6666-6666

勤務先名称

株 式 会 社 八 王 子

勤務先住所

東京都八王子市八王子1-1-1

勤務先電話

042-7777-7777

電話番号が無い場合、—
(ハイフン)を記入して
ください。

八
王
子
印

注 1 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してくだ
さい。

注 2 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証
書(第5号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。

注 3 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第7号様
式)を提出してください。

(裏)

貸与番号	1	S	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

(氏名 東京 花子)

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
○×看護学校	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
令和4年 4月 から令和7年 3月 まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)	

借受総額を1回の返還額で割った時に、端数が生じる場合は初回返還額に加算されます。その際は、「端数は初回に加算されることを了承します。」とこちらに記載して下さい。

修学資金返還予定明細書

返還方法			百 十 万 千 百 十 円						返還回数
☒	月 賦	1回の金額	¥	2	5	0	0	0	36回
☐	半年賦	1回の金額							回
☐	一括	1回の金額							回

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5%（令和4年4月以降は3%）の割合で計算した延滞利子を請求します。

なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

月賦又は半年賦の場合は、貸与を受けた期間内で返還が完了するように、1回の金額を指定する必要があります。

月賦の場合は貸与月額以上の金額を、半年賦の場合は貸与月額の6回分以上の金額を記入してください。

修学資金返還猶予申請書

令和7年 4月 19日

東京都知事 殿

貸与番号	4	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

登録済証明書の写し(ハガキ)又は、免許証の写しを添付してください。
裏面には、指定施設の証明をもらってください。

ふりがな **とうきょう はなこ**
氏 名 **東 京 花 子**
郵便番号 **163-0000**
住 所 **東京都新宿区西新宿9-9-9**
電 話 **03 (5555) 5555**

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。
記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(3) 卒業(修了)後、指定施設等において看護業務に従事
(4) 災害・疾病・その他 ()
(5) 二口以上の貸与を受けた。(1番目に返還する修学資金の貸与番号
(2番目に返還する修学資金の貸与番号
(3番目に返還する修学資金の貸与番号

(注) 1 (1)から(5)までのうち該当するものに○を付けてください。
2 (5)に該当する場合は、貸与番号を記入してください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)	
猶予理由	3	上記の者は、令和7年 4月 1日から当施設に 従事中(常勤・非常勤)※ ※非常勤:月128時間以上 在学中(課程)であることを証明します。	
猶予申請期間	R7年4月から R12年3月まで	令和7年 4月 19日	
就業場所・ 学校名称等	○×病院	施設名 ○ × 病院 郵便番号 111-1111 ○×病 住 所 千代田区駿河台50 院院長 施設長名 ○×病院長 鈴木 一 之印	
猶予理由		上記の者は、 年 月 日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) であることを証明します。	
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	在学中(課程) であることを証明します。	
就業場所・ 学校名称等		法人名のみでの証明は不可です。施設名まで記入してください。	
		郵便番号 住 所 施設長名	

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)から(3)までに該当する場合、医療施設又は学校の証明が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)に該当する場合、申請理由の証明書を添付してください。
3 第一種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください(大学院修士課程を除く。)

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 令和7年 4月15日 第 111111 号

- (注) 1 猶予申請の理由が(2)から(4)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済の場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和4年4月から令和7年3月まで 36か月 総額1,296,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

第一種貸与者が看護業務従事のため、猶予を申請する場合

(裏)

指 定 施 設 証 明

- ① 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。)における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

当施設は、令和7年 4 月 1 日現在、上記 1 の施設であることを証明します。

令和7年 4 月 19 日

令和6年10月現在、上記のうち7に該当する施設は都内にはありません。

施設名 ○×病院
施設長名 病院長 鈴木 一

○×病院
院長之印



法人名だけの証明は不可です。施設名まで記入してください。

修学資金返還猶予申請書

令和7年 4月 19日

東京都知事 殿

貸与番号	4	G	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写しを添付してください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。
記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(3) 卒業(修了)後、指定施設等において看護業務に従事
(4) 災害・疾病・その他 ()
(5) 二口以上の貸与を受けた。(1番目に返還する修学資金の貸与番号 ()
(2番目に返還する修学資金の貸与番号 ()
(3番目に返還する修学資金の貸与番号 ())

(注) 1 (1)から(5)までのうち該当するものに○を付けてください。
2 (5)に該当する場合は、貸与番号を記入してください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)	
猶予理由	2	上記の者は、令和7年 4月 1日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) ※非常勤:月128時間以上 在学中(2年 課程) であることを証明します。	
猶予申請期間	R7年4月から R9年3月まで	令和7年 4月 19日	
就業場所・ 学校名称等	××看護専門学校	施設名 ××看護専門学校 郵便番号 123-9876 住 所 東京都江戸川区江戸川9-9 学校 施設長名 ××看護専門学校長 山川 太郎 印	
猶予理由		上記の者は、 年 月 日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) であることを証明します。 在学中(課程) 年 月 日	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで	施設名 郵便番号 住 所 施設長名 印	
就業場所・ 学校名称等			

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)から(3)までに該当する場合、医療施設又は学校の証明が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)に該当する場合、申請理由の証明書を添付してください。
3 第一種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください(大学院修士課程を除く)。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 令和7年 4月15日 第 111111 号

- (注) 1 猶予申請の理由が(2)から(4)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済の場合は、必要ありません)。

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和4年 4月から令和7年 3月まで 36か月 総額 756,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

修学資金返還猶予申請書

令和7年 1月 29日

東京都知事 殿

貸与番号 1 S * * * * *

2口目(3口目)の貸与番号
を記入する。ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555下記により、修学資金の返還猶予を申請します。
記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(3) 卒業(修了)後、指定施設等において看護業務に従事
(4) 災害・疾病・その他 ()
(5) 二口以上の貸与を受けた。(1番目に返還する修学資金の貸与番号 4S9***1)
(2番目に返還する修学資金の貸与番号 1S9***1)
(3番目に返還する修学資金の貸与番号 1S9***2)

(注) 1 (1)から(5)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 (5)に該当する場合は、貸与番号を記入してください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予理由	5	上記の者は、 年 月 日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) ※ ※非常勤:月128時間以上 在学中(課程)であることを証明します。 年 月 日
猶予申請期間	R7年4月から R9年3月まで	施設名 郵便番号 住 所 施設長
就業場所・ 学校名称等		この場合、この欄の証明は不要です。
猶予理由		上記の者は、 年 月 日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) ※ ※非常勤:月128時間以上 在学中(課程)であることを証明します。 年 月 日
猶予申請期間	年 月から 年 月まで	施設名 郵便番号 住 所 施設長名
就業場所・ 学校名称等		

(注) 1 猶予申請の理由が(1)から(3)までに該当する場合、医療施設又は学校の証明
が必要となります。2 猶予申請の理由が(4)に該当する場合、申請理由の証明書を添付してくださ
い。3 第一種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください(大学院
修士課程を除く。)

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 年 月 日 第 号

(注) 1 猶予申請の理由が(2)から(4)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許
番号を記入してください。2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に
提出済の場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和4年4月から 令和7年3月まで 36か月 総額 900,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

修学資金返還猶予申請書

令和7年 8月 1日

東京都知事 殿

貸与番号	4	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

やむを得ない理由が確認できる
証明書（診断書（原本））等を添
付してください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。
記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(3) 卒業(修了)後、指定施設等において看護業務に従事
(4) 災害・疾病・その他 ()
(5) 二口以上の貸与を受けた。(1番目に返還する修学資金の貸与番号 ()
(2番目に返還する修学資金の貸与番号 ()
(3番目に返還する修学資金の貸与番号 ()

(注) 1 (1)から(5)までのうち該当するものに○を付けてください。
2 (5)に該当する場合は、貸与番号を記入してください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予理由	4	上記の者は、 年 月 日から当施設に 従事中(常勤・非常勤) ※ ※非常勤:月128時間以上 在学中(課程)であることを証明します。
猶予申請期間	R7年8月から R7年11月まで	年 月 日 施設名 郵便番号 住 所 施設長 印
就業場所・ 学校名称等		
猶予理由		上記の 従事中(常勤・非常勤) ※ ※非常勤:月128時間以上 在学中(課程)であることを証明します。
猶予申請期間	年 月から 年 月まで	年 月 日 施設名 郵便番号 住 所 施設長名 印
就業場所・ 学校名称等		

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)から(3)までに該当する場合、医療施設又は学校の証明
が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)に該当する場合、申請理由の証明書を添付してくださ
い。
3 第一種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください(大学院
修士課程を除く。)

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 年 月 日 第 号

- (注) 1 猶予申請の理由が(2)から(4)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許
番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に
提出済の場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和4年4月から令和7年 3月まで 36か月 総額1,296,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

第一種貸与を受けていたが、卒業後、都内指定医療施設以外に就業した

返 還 届

令和 7 年 1 月 29 日

東京都知事 殿

貸与番号	4	K	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう		はなこ				
氏 名	東 京		花 子				
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
なお、返還金については、修学資金返還予定明細書のとおり返済します。

記

- 1 返還理由
- (1) 第一種貸与を受けていたが、卒業（修了）後、直ちに指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事しなかつた（非就業）。
ア 都内指定施設外に就業するため
イ 他の道府県で就業するため
ウ 看護業務以外の仕事につくため
エ 養成施設卒業後 1 年以内に免許を取得できなかったため
オ その他（ ）
- (2) 第一種貸与を受け、卒業（修了）後、指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた（業務廃止）。
廃止年月日 年 月 日
廃止の理由
- (3) 第二種貸与を受けていたが、養成施設等を卒業（修了）した。
- (4) その他（ ）
- (注) 1 返還理由が(1)の場合は、アからオまでのうち該当するものに○を付けてください。
2 返還理由が(2)の場合は、廃止年月日及び廃止の理由を記入してください。

- 2 二口以上の貸与を受けた場合は、その返還順位等について記入してください。
- (1) 貸与状況 第一種貸与 口 第二種貸与 口 合計 口
- (2) 返還順位（第一種貸与も返還する場合は、第一種貸与の返還を優先すること。）
1 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)
2 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)
3 番目 貸与番号
- (注) 一口ずつ順番に 東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) の 2 枚目を添付してください。 途、修学資金返還猶予申請

(返還方法記入欄)

返還方法	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	36 回終了
			¥	3	6	0	0	0		
	半年賦	1 回の金額								
	一 括	1 回の金額								
備 考	借受期間	令和 4 年 4 月から 令和 7 年 3 月まで								
	借受金額	1,296,000 円								

第一種貸与者が、指定施設で従事していたが、途中で従事をやめて返還する場合

返 還 届

令和 7 年 8 月 10 日

東京都知事 殿

貸与番号	4	K	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう		はなこ				
氏 名	東 京		花 子				
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
なお、返還金については、修学資金返還予定明細書のとおり返済します。

記

1 返還理由

- (1) 第一種貸与を受けていたが、卒業（修了）後、直ちに指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事しなかった（非就業）。
ア 都内指定施設外に就業するため
イ 他の道府県で就業するため
ウ 看護業務以外の仕事につくため
エ 養成施設卒業後 1 年以内に免許を取得できなかったため
オ その他（ ）
- ② 第一種貸与を受け、卒業（修了）後、指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた（業務廃止）。
廃止年月日 令和 7 年 7 月 31 日
廃止の理由 他県で看護業務に従事するため
- (3) 第二種貸与を受けていたが、養成施設等を卒業（修了）した。
(4) その他（ ）

- (注) 1 返還理由が(1)の場合は、アからオまでのうち該当するものに○を付けてください。
2 返還理由が(2)の場合は、廃止年月日及び廃止の理由を記入してください。

2 二口以上の貸与を受けた場合は、その返還順位等について記入してください。

- (1) 貸与状況 第一種貸与 ☐ 第二種貸与 ☐ 合計 ☐
(2) 返還順位（第一種貸与も返還する場合は、第一種貸与の返還を優先すること。）
1 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)
2 番目 貸与番号
3 番目 貸与番号

(注) 一口ずつ順番に返還
資金返還猶予申請書

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書
(自動払込利用申込書)の 2 枚目を添付してください。

修学

(返還方法記入欄)

返還方法	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	回終了
	半年賦	1 回の金額								回終了
	一括	1 回の金額	1	2	9	6	0	0	0	
備 考	借受期間	令和 4 年 4 月から 令和 7 年 3 月まで								
	借受金額	1,296,000 円								

第二種貸与の返還の場合

返 還 届

令和 7 年 1 月 21 日

東京都知事 殿

貸与番号	1	S	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう		はなこ				
氏 名	東 京		花 子				
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
なお、返還金については、修学資金返還予定明細書のとおり返済します。

記

1 返還理由

- (1) 第一種貸与を受けていたが、卒業（修了）後、直ちに指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事しなかった（非就業）。
ア 都内指定施設外に就業するため
イ 他の道府県で就業するため
ウ 看護業務以外の仕事につくため
エ 養成施設卒業後 1 年以内に免許を取得できなかったため
オ その他（ ）
- (2) 第一種貸与を受け、卒業（修了）後、指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた（業務廃止）。
廃止年月日 年 月 日
廃止の理由
- ③ 第二種貸与を受けていたが、養成施設等を卒業したため
- (4) その他（ ）

第二種 2 口の貸与を受けている方は、2 口目の返還を遅らせることができます。希望する場合は返還順位を記入し、返還猶予申請書も併せて提出してください。

- (注) 1 返還理由が(1)の場合は、アからオまでのいずれかを選択してください。
2 返還理由が(2)の場合は、廃止年月日及び廃止の理由を記入してください。

2 二口以上の貸与を受けた場合は、その返還順位等について記入してください。

- (1) 貸与状況 第一種貸与 口 第二種貸与 2 口 合計 2 口
- (2) 返還順位（第一種貸与も返還する場合は、第一種貸与の返還を優先すること。）
1 番目 貸与番号 1S9**1（返還期間 令和 7 年 4 月から 令和 9 年 3 月まで）
2 番目 貸与番号 1S9**2（返還期間 令和 9 年 4 月から 令和 11 年 3 月まで）
3 番目 貸与番号 1S9**3（返還期間 令和 11 年 4 月から 令和 13 年 3 月まで）

(注) 東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の 2 枚目を添付してください。

(返還方法記入欄)

返還方法	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	36 回終了	
				¥	2	5	0	0	0		
	半年賦	1 回の金額									回終了
	一 括	1 回の金額									
備 考	借受期間	令和4年 4 月から 令和7年 3 月まで									
	借受金額	¥ 900,000 円									

第一種貸与者が、現在の指定施設から別の指定施設へ変更した場合

従 事 先 変 更 届

令和 7 年 9 月 12 日

東京都知事 殿

貸与番号	4	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

旧従事先の在職証明書とともに提出
してください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿 9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記のとおり看護業務の従事先を変更したので、届け出ます。

記

1 旧従事先 名 称 修学クリニック
所 在 地 郵便番号 108-0034
住 所 東京都港区台場 2-23-4
従 事 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から
令和 7 年 8 月 31 日まで

(注) 旧従事先の在職証明書を添付してください。

2 新従事先 名 称 資金病院
所 在 地 郵便番号 110-0022 電話 03 (5555) 6666
住 所 東京都目黒区月島 7-22-1
従事年月日 令和 7 年 9 月 3 日 (常勤・非常勤)
職 種 (いずれかに○を付けてください。)
保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

非常勤の場合、月 128 時間以上の雇用契約が必要です。

上記の者は、令和 7 年 9 月 3 日から当施設に在職していることを証明
します。

法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。

令和 7 年 9 月 10 日

施設名 資金病院
施設長名 病院長 佃 六 朗

資金病院
院長之印
印

(注) 裏面の指定施設証明も記入してください (大学院修士課程を除く。)

第一種貸与者が、現在の指定施設から別の指定施設へ変更した場合

(裏)

指 定 施 設 証 明

- ① 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。)における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

当施設は、
とを証明します。

令和7年 9 月 3 日現在、上記 1 の施設であること

從事開始日と同日をご記入ください。

令和7年 9 月 10 日

R5年10月現在、上記のうち7に該当する施設は、都内にはありません。

施設名 資金病院
施設長名 病院長 鈴木 一

資金病院
院長之印
印

法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。

第一種貸与者が、現在の指定施設から別の指定施設へ変更した場合

貸与番号 4 K * * * * *

在 職 証 明 書

1 氏名

東京 花子

2 生年月日

平成10年4月1日

法人名のみの記入は不可です。施設名まで記入してください。

3 医療機関名及び所在地等

医療機関名 修学クリニック

所在地 〒108-0034 東京都港区台場2-23-4

電話番号 03 (5555) 5555

4 勤務形態（いずれかに○を付けてください）

① 常勤 ② 非常勤 ③ 毎月128時間以上・毎月128時間未満

休職期間の有無は、どちらか一方に必ず○印をお願いします。

5 在職期間（いずれかに○を付けてください）

令和7年 4月 1日 ~ 令和7年 8月 31日

上記在職期間のうち、休職期間 あり ・ なし

【休職期間】 令和7年 6月 1日 ~ 令和7年 6月 30日

【休職理由】 産休 ・ 育休 ・ 傷病 ・ その他（ ）

休職期間がある場合は、期間と理由も必ず記入してください。

6 職種（いずれかに○を付けてください）

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

上記のとおり在職 していること していたこと を証明する。（いずれかに○を付けてください）

令和7年9月2日

退職日以前の証明日は不可。

医療機関名 修学クリニック
医療機関の長 院長 東京 太郎

修学クリニック
院長之印
印

法人名のみの証明は不可です。施設名まで記入してください。

住所等変更届

住所等の変更の届出は、電子申請でも可能です。詳細は
東京都保健医療局のホームページを御確認ください。

令和7年 12月 1日

東京都知事 殿

氏名を変更する場合は、届け出氏名は、
変更後の新氏名で記入してください。
また、変更事実が確認できる公的書類
(戸籍謄本又は抄本の写し、運転免許
証の写し等、新姓・旧姓両方が確認で
きるもの)を添付してください。

貸与番号	1	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

ふりがな 氏 名 みなと 港 はなこ 花子

郵便番号 106-0055

住 所 東京都港区港5-5-5

電 話 03 (5555) 5555

下記のとおり変更したので、届け出ます。

変更後の情報で記載してください。

ふりがなを記入してください。

記

新

ふりがな 氏 名	みなと 港 はなこ 花子	区 分	☐ 本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号	106-0055	住 所	東京都港区港5-5-5	
職 業	看護師	電 話	自 宅	03-8888-8888
		携 帯	090-5555-5555	

旧

ふりがな 氏 名	とうきょう 東京 はなこ 花子	区 分	☐ 本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号	163-0000	住 所	東京都新宿区西新宿9-9-9	
職 業	看護師	電 話	自 宅	03-5555-5555
		携 帯	090-8888-8888	

(注) 区分欄は、該当するものに○を付けてください。

第一種貸与者で当然免除の申請をする場合

修学資金返還免除申請書

令和12年 4月 10日

東京都知事 殿

ふりがな とうきょう はなこ
申請者の氏名 東京 花子
郵便番号 163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

貸与番号 4 K * * * * *

ふりがな
※借受人の氏名
※申請者が借受人本人である場合は記入の必要はありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

記

1 免除申請の理由

- (1) 当然(全額)免除——引き続き当然免除を受けるのに必要な期間看護業務に従事
- (2) 当然(全額)免除——業務上の死亡又は心身の故障
- (3) 裁量(一部)免除——引き続き貸与相当期間以上看護業務に従事
- (4) 裁量(全額又は一部)免除——死亡又は心身の故障
- (注) (1)から(4)までのうち該当するものに○を

途中で従事先を変更している場合は、従事したすべての指定施設の名称を記入してください。

2 免除申請額

¥ 1,296,000 円

3 養成施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類の有無
R7 年 4月から R10 年 3月まで (36 か月)	○ △ 病院	・在職証明書 (有・ ☒ 無) ・その他書類 (有・ ☒ 無)
R10 年 4月から R12 年 3月まで (24 か月)	△ ■ 病院	・在職証明書 (☒ 有・無) ・その他書類 (有・ ☒ 無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書 (有・無) 類 (有・無)
年 月から 年 月まで (か月)		書 (有・無) 類 (有・無)
年 月から 年 月まで (か月)		書 (有・無) ・その他書類 (有・無)

今回申請時に添付している書類に○印をつけてください。
旧従事先の在職証明書は既に提出済みのため提出不要です。

(注) 就業場所の在職証明書などの証明書類を添付し、書類の有無に○を付けてください。

4 貸与金額・返還状況

借受期間	令和4年4月から令和7年3月まで36か月 総額1,296,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

第一種貸与者で裁量免除の申請をする場合

修学資金返還免除申請書

令和 11 年 4 月 10 日

東京都知事 殿

ふりがな とうきょう はなこ
申請者の氏名 東京 花子
郵便番号 163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿 9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

貸与番号 4 K * * * * *

ふりがな
※借受人の氏名
※申請者が借受人本人である場合は記入の
必要はありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

記

免除額の計算方法は、18 ページ
に記載してあります。

- 1 免除申請の理由
- (1) 当然(全額)免除 ———— 引き続き当然免除を受けるのに必要な
期間看護業務に従事
- (2) 当然(全額)免除 ———— 業務上の死亡又は心身の故障
- (3) 裁量(一部)免除 ———— 引き続き貸与相当期間以上看護業務に
従事
- (4) 裁量(全額又は一部)免除 ———— 死亡又は心身の故障
- (注) (1)から(4)までのうち該当するものに○を付けてください。

途中で従事先を変更している場合
は、従事したすべての指定施設の名
称を記入してください。

2 免除申請額
¥ 691,200 円

3 養成施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類 の有無
R7年 4月から R9年 3月まで (24 か月)	○ △ 病院	・在職証明書 (有・ ☒ 無) ・その他書類 (有・ ☒ 無)
R9年 4月から R11年 3月まで (24 か月)	△ ■ 病院	・在職証明書 (☒ 有・ ☒ 無) ・その他書類 (有・ ☒ 無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書 (有・ ☐ 無) ・その他書類 (有・ ☐ 無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書 (有・ ☐ 無) ・その他書類 (有・ ☐ 無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書 (有・ ☐ 無) ・その他書類 (有・ ☐ 無)

今回申請時に添付している書類
に○印をつけてください。
旧従事先の在職証明書は既に提
出済みのため提出不要です。

(注) 就業場所の在職証明書などの証明書類を添付し、書類の有無に○を
付けてください。

4 貸与金額・返還状況

借受期間	令和4年4月から令和7年3月まで 36 か月 総額 1,296,000 円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

第1号様式
東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

依頼先金融機関 御中
申込日： 令和7年 1月20日
振替（払込）開始月 令和7年 4月分 から

東京都に納付する東京都看護師等修学資金返還金について、約定等記載事項確約の上次のとおり依頼します。

納付の内容	東京都看護師等修学資金返還金	貸与番号	1	K	*	*	*	*	*
修学生住所	〒100-0001 千代田区千代田 1-1-1 電話 03(5555)4444		修学生氏名	フリガナ シンジュク キョウコ 新宿 今日子					

申込区分	1 新規（開始）	下記預（貯）金口座から口座振替（自動払込）により支払いたいのので、約定等記載事項を確約の上依頼します。
	2 変更	下記の預（貯）金口座に変更したいので届け出ます。
	3 解約（停止）	口座振替（自動払込）による支払を解約したいので届け出ます。

ゆうちょ銀行以外の場合

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	みずほ		銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合		新宿店		預金種目	1 普通 2 当座					
	金融機関コード		支店コード		口座番号（右づめで記入）								
	金	融	機	関	記	入	欄	1	2	3	4	5	6

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行	金融機関コード		9 9 0 0				番号（右づめで記入）							
	記号	1	0	0	8	0	※	1	2	3	4	5	6	7

（※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください）

口座名義	フリガナ	シンジュク キョウコ										金融機関届出印
	氏名	新宿 今日子										新宿

振替（払込）日	毎月末日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
---------	------------------------

- 〔約 定（ゆうちょ銀行を除く。）〕 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
- 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、東京都の指定する納付期限に請求書記載金額を指定預金口座から引落しの上支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
 - 振替日において指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）が納付すべき金額に満たないときは、その旨私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届け出ます。なお、届出がないまま長期間に渡り東京都から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。この場合、私への通知は不要です。
 - この契約について、仮に紛議が生じても貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑を及ぼしません。
 - この口座振替について、領収書の請求はしません。

金融機関の窓口で、受付印を受け
てから提出してください。

(不備返却事由)		便印	印	交付
※ 窓口を持たないネットバンクを使用される場合は、各金融機関のインターネットサイト上で口座振替の手続き後、出力した「口座振替納付届」を東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の控えの代わりに、保健医療局へ提出してください。		【ゆうちょ銀行以外の銀行で手続をした場合】 1／3を金融機関へ提出 2／3を東京都へ提出 【ゆうちょ銀行で手続をした場合】 1／3、2／3を金融機関へ提出、 3／3を東京都へ提出		
		みずほ銀行 07.1.20 〇〇支店		

連帯保証人変更申請書・連帯保証書

連帯保証人変更申請書

令和7年 10月 1日

東京都知事 殿

貸与番号	1	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

ふりがな とうきょう はなこ氏 名 東 京 花 子郵便番号 163-0000住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9電 話 03 (5555) 5555

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

ふりがなを記入してください。

記

1 新連帯保証人

- ふりがな はちおうじ さぶろう
- (1) 氏 名 八 王 子 三 郎
- (2) 生年月日 昭和38年1月1日
- (3) 郵便番号 192-0000
- 住 所 東京都八王子市八王子1-1-501 けやきマンション
- (4) 電 話(自宅) 042 (6666) 6666
- () (携帯) 090 (6666) 6666
- (5) 借受人本人との関係 叔 父
- (6) 職 業 会 社 員
- (7) 勤務先名称 株 式 会 社 八 王 子
- 住所 東京都八王子市八王子1-1-1
- 電話 042 (7777) 7777
- (8) 年 収 500 万円

条例第8条の規定に該当する方を連帯保証人にしてください。

新たに連帯保証人となる方の収入証明書類、印鑑登録証明書及び住民票の添付が必要です。

2 旧連帯保証人氏名 立 川 次 郎3 変更の理由 (退職のため)

変更の理由は必ず記入してください。

連 帯 保 証 書

令和7年 9月 28日

東京都知事 殿

新連帯保証人が自署及び押印をしてください。

新連帯保証人氏名(自署) 八 王 子 三 郎 八王

修学資金の返還については、借受人東 京 花 子と連帯して責任を負うことを誓約します。

(注) 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書及び収入証明書類を添付してください。

届出様式

(令和 6 年度 貸与終了者用)

届出書類の記載に当たっては、必ず油性のボールペンを使用してください。
※「消えるボールペン」等の使用は不可

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第 21 号様式）＜連帯保証人 2 名用＞
＜連帯保証人 1 名用＞

修学資金返還猶予申請書（第 25 号様式）（表）（裏：指定施設証明）

返還届（第 15 号様式）

従事先変更届（第 14 号様式）（表）（裏：指定施設証明）

住所等変更届（第 7 号様式）

修学資金返還免除申請書（第 23 号様式）（表）（裏 在職証明書）

連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第 5 号様式）

死亡届（第 17 号様式）

在職証明書（任意様式）

返還方法変更届

返還期間変更届

（以下の様式は、4 枚複写式のものを 1 組挟み込んであります。）

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

口座振替依頼書以外の様式は、東京都保健医療局のホームページにも掲載しています。

不足の場合にはホームページからダウンロードして御利用ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

（ダウンロードの際は、必ず令和 3 年度以前に貸与開始した方向けの様式をご使用下さい。
それ以外の様式は使用できませんのでご注意ください。）

東京都保健医療局 看護師等修学資金

検索

(裏)

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

(氏名)

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
年 月 から 年 月 まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)	

修学資金返還予定明細書

返還方法			百	十	万	千	百	十	円	返還回数
	月 賦	1回の金額								回
	半年賦	1回の金額								回
	一 括	1回の金額								回

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5%（令和4年4月以降は3%）の割合で計算した延滞利子を請求します。

なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

修 学 資 金 借 用 証 書							
金 額	百	十	万	千	百	十	円
							租税特別措置法 第91条の3第2項 により印紙は必 要ありません。
東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき東京都から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。							
なお、この修学資金の返還については、同条例の規定を守り、私たちは連帯して修学資金返還予定明細書のとおり相違なく返還することを誓約します。							
年 月 日							
東京都知事 殿							
本 人	貸与番号						
(自署)	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所 電 話(自宅) / (携帯)						
(親権者又は後見人)	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所 電 話(自宅) / (携帯)						
	(自署)						
連帯保証人	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所 電 話(自宅) / (携帯) 勤務先名称 勤務先住所 勤務先電話						
(自署)	印						

注 1 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

注 2 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第 5 号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。

注 3 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第 7 号様式)を提出してください。

(裏)

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

(氏名)

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
年 月 から 年 月 まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)	

修学資金返還予定明細書

返還方法			百 十 万 千 百 十 円						返還回数
	月 賦	1回の金額							回
	半年賦	1回の金額							回
	一 括	1回の金額							回

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5%（令和4年4月以降は3%）の割合で計算した延滞利子を請求します。
なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
ふりがな							
氏 名							
郵便番号							
住 所							
電 話 ()							

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。
記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
- (2) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
- (3) 卒業(修了)後、指定施設等において看護業務に従事
- (4) 災害・疾病・その他 ()
- (5) 二口以上の貸与を受けた。(1 番目に返還する修学資金の貸与番号 ())
(2 番目に返還する修学資金の貸与番号 ())
(3 番目に返還する修学資金の貸与番号 ())

(注) 1 (1)から(5)までのうち該当するものに○を付けてください。
2 (5)に該当する場合は、貸与番号を記入してください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)	
猶 予 理 由		上記の者は、 年 月 日から当施設に	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで	従事中(常勤・非常勤)※ 年 月 日 在学中(課程) であることを証明します。	
就業場所・ 学校名称等		施設名 郵便番号 住 所 施設長名 印	
猶 予 理 由		上記の者は、 年 月 日から当施設に	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで	従事中(常勤・非常勤) 年 月 日 在学中(課程) であることを証明します。	
就業場所・ 学校名称等		施設名 郵便番号 住 所 施設長名 印	

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)から(3)までに該当する場合、医療施設又は学校の証明が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)に該当する場合、申請理由の証明書を添付してください。
3 第一種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください(大学院修士課程を除く。)

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号	年 月 日 第 号
--------------	-----------

- (注) 1 猶予申請の理由が(2)から(4)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済の場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	年 月から 年 月まで か月 総額 円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

(裏)

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。))における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

当施設は、 年 月 日現在、上記 の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名



貸与番号							
ふりがな							
氏 名							
郵便番号							
住 所							
電 話 ()							

記

(1) 第一種貸与を受けていたが、卒業（修了）後、直ちに指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事しなかつた（非就業）。
ア 都内指定施設外に就業するため
イ 他の道府県で就業するため
ウ 看護業務以外の仕事につくため
エ 養成施設卒業後 1 年以内に免許を取得できなかつたため
オ その他（ ）

(2) 第一種貸与を受け、卒業（修了）後、指定施設（修士課程貸与者にあつては都の区域内）において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた（業務廃止）。
廃止年月日 年 月 日
廃止の理由 _____

(3) 第二種貸与を受けていたが、養成施設等を卒業（修了）した。

(4) その他（ ）

2 返還理由が(2)の場合は、廃止年月日及び廃止の理由を記入してください。

(1) 貸与状況 第一種貸与 口 第二種貸与 口 合計 口

(2) 返還順位 (第一種貸与も返還する場合は、第一種貸与の返還を優先すること。)

1 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)

2 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)

3 番目 貸与番号 (返還期間 年 月から 年 月まで)

(返還方法記入欄)

返還方法	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	回終了
	半年賦	1 回の金額								回終了
	一括	1 回の金額								
備 考	借受期間	年 月から 年 月まで								
	借受金額	円								

(表)

従 事 先 変 更 届		年	月	日									
東京都知事 殿													
		<table><tr><td>貸与番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				貸与番号							
貸与番号													
		ふりがな											
		氏 名											
		郵便番号											
		住 所											
		電 話 ()											
下記のとおり看護業務の従事先を変更したので、届け出ます。													
記													
1	旧従事先	名 称											
		所 在 地	郵便番号										
			住 所										
	従 事 期 間		年	月	日から								
			年	月	日まで								
(注) 旧従事先の在職証明書を添付してください。													
2	新従事先	名 称											
		所 在 地	郵便番号 電話 ()										
			住 所										
	従事年月日		年	月	日 (常勤・非常勤)								
	職 種	(いずれかに○を付けてください。)											
		保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師											
上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。													
年 月 日													
施設名													
施設長名													
印													
(注) 裏面の指定施設証明も記入してください (大学院修士課程を除く。)													

(裏)

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。))における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

当施設は、 年 月 日現在、上記 の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名



住 所 等 変 更 届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな
氏 名

郵便番号

住 所

電 話 ()

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

新

ふりがな 氏 名				区 分	本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号		住 所				
職 業				電	自 宅	
				話	携 帯	

旧

ふりがな 氏 名				区 分	本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号		住 所				
職 業				電	自 宅	
				話	携 帯	

(注) 区分欄は、該当するものに○を付けてください。

修学資金返還免除申請書																			
東京都知事 殿		年		月		日													
		ふりがな 申請者の氏名																	
		郵便番号																	
		住 所																	
		電 話 ()																	
		<table><tr><td>貸与番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								貸与番号									
貸与番号																			
		ふりがな ※借受人の氏名 ※申請者が借受人本人である場合は記入の必要はありません。																	
下記により、修学資金の返還免除を申請します。																			
記																			
1 免除申請の理由																			
(1) 当然(全額)免除——引き続き当然免除を受けるのに必要な期間看護業務に従事																			
(2) 当然(全額)免除——業務上の死亡又は心身の故障																			
(3) 裁量(一部)免除——引き続き貸与相当期間以上看護業務に従事																			
(4) 裁量(全額又は一部)免除——死亡又は心身の故障																			
(注) (1)から(4)までのうち該当するものに○を付けてください。																			
2 免除申請額																			
円																			
3 養成施設等卒業(修了)後の状況																			
免除申請期間		就業場所・進学校名称等				左記期間を証明する書類の有無													
年 月から 年 月まで (か月)						・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)													
年 月から 年 月まで (か月)						・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)													
年 月から 年 月まで (か月)						・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)													
年 月から 年 月まで (か月)						・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)													
年 月から 年 月まで (か月)						・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)													
(注) 就業場所の在職証明書などの証明書類を添付し、書類の有無に○を付けてください。																			
4 貸与金額・返還状況																			
借受期間		年 月から		年 月まで		か月		総額 円											
現在までに返還した額		年 月から		年 月まで		か月		総額 円											

貸与番号

在 職 証 明 書

1 氏名

2 生年月日

3 医療機関名及び所在地等

医療機関名

所在地 〒

電話番号

4 勤務形態（いずれかに○を付けてください）

① 常勤 ② 非常勤（毎月128時間以上 ・ 毎月128時間未満）従事

5 在職期間（いずれかに○を付けてください）

_____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日

上記在職期間のうち、休職期間 あり ・ なし

↓

【休職期間】 _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日

【休職理由】 産休 ・ 育休 ・ 傷病 ・ その他（ _____ ）

6 職種（いずれかに○を付けてください）

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

上記のとおり在職 していること を証明する。（いずれかに○を付けてください）
 していたこと

年 月 日

医療機関名

医療機関の長

印

連帯保証人変更申請書・連帯保証書

連帯保証人変更申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号

ふりがな

氏 名

郵便番号

住 所

電 話 ()

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

記

- 1 新連帯保証人
- (1) ふりがな 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 郵便番号
- 住 所
- (4) 電 話(自宅) ()
- () (携帯) ()
- (5) 借受人本人との関係
- (6) 職 業
- (7) 勤務先名称
- 住所
- 電話 ()
- (8) 年 収 万円

2 旧連帯保証人氏名

3 変更の理由 ()

連 帯 保 証 書

年 月 日

東京都知事 殿

新連帯保証人氏名 (自署) 印

修学資金の返還については、借受人と連帯して責任を負うことを誓約します。

(注) 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書及び収入証明書類を添付してください。

死 亡 届
年 月 日

東京都知事 殿

連帯保証人
ふりがな
氏 名
郵便番号
住 所

下記のとおり本人が死亡したので、届け出ます。

記

- ふりがな
- 1 本人氏名
- 養成施設等の名称
- 貸与の種類
- 貸与番号
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡原因（診断書添付）

返 還 方 法 変 更 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな

氏 名

住 所 (〒)

電 話 ()

下記のとおり修学資金の返還方法の変更を申請します。

記

- 1 返還方法 一括全部繰上返還 ・ 一部繰上返還 (引落額 _____ 円)
(いずれかに○を付けてください。)

※一部繰上返還の場合、引落額にご記載いただいた金額を「2 引落時期」に引落します。引落額は、月賦額又は半年賦額単位でご記載ください。

- 2 引落時期 _____ 年 _____ 月末 引落し希望

※原則変更届提出月の翌月ですが、希望月がある場合に限りご記載ください。

- 3 返還を猶予している2口目以降の貸与番号(複数口貸与を受けている場合)

貸与番号 (1)							
貸与番号 (2)							
貸与番号 (3)							

※1口分繰上返還すると、現在猶予中の貸与番号分の返還期間も順番に繰上がります。

返 還 期 間 変 更 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな

氏名

住 所 (〒)

電 話 ()

下記のとおり修学資金の返還期間の変更を申請します。

記

1 変更前の返還期間 年 月から 年 月まで

2 変更後の返還期間 年 月から 年 月まで

3 返還を猶予している2口目以降の貸与番号(複数口貸与を受けている場合)

貸与番号(1)							
貸与番号(2)							
貸与番号(3)							

※1口分返還期間を変更すると、現在猶予中の貸与番号分の返還期間も繰上がります。

ナースバンクのご案内

東京都ナースプラザ「ナースバンク東京・立川」では、
看護職の皆さまの就職や、仕事上の悩みのご相談をお受けしています

- * 思い描いていた現場と現実とのギャップが想像以上に大きく、
仕事を続けられる自信がない
- * 希望する看護に携われず、モチベーションが上がらない
- * 自分は看護職に向いていないんじゃないかと不安

・・・など

◎ 就業継続に悩んだら、是非一度ご相談ください ◎

ナースバンクの強みとは？

- 相談員は、長い看護経験があり、看護の職場をよく知っています
- 病院だけでなく、さまざまな看護の職場についての情報があります



ナースバンク東京

〒160-0023 新宿区西新宿 4-2-19 東京都看護協会会館 2 階

Tel : 03-5309-2065 Fax : 03-5309-2066

都営大江戸線「西新宿五丁目駅」A1 又は A2 出口から徒歩 4 分

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2 番出口から徒歩 10 分

★平成 31 年 4 月 1 日に移転しました★

ナースバンク立川

〒190-0012 立川市曙町 1-21-1 ユニゾ立川ビル 6 階

Tel : 042-529-7077 Fax : 042-529-7071

JR「立川駅」より徒歩 7 分

多摩都市モノレール線「立川北駅」より徒歩 7 分

東京都ナースプラザ

検索

<https://www.np-tokyo.jp>

◎東京都ナースプラザは、東京都の指定を受けた都道府県ナースセンターです。

◎東京都ナースプラザでは、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、看護職の確保・定着に関する 4 つの事業を行っています。

①ナースバンク事業 ②研修事業 ③普及啓発事業 ④看護職員地域確保支援事業

【宛名ラベル】

東京都に書類を提出する際に御利用ください。

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行

【東京都への書類の提出（問合せ）先】

〒163－8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当

電話番号 03-5320-4444 （修学資金担当 直通ダイヤル）

（9：00～17：45）

東京都看護師等修学資金修学生のしおり

(令和6年度 貸与終了者用 (第一種・第二種))

登録番号 (6)129

令和6年10月発行

東京都保健医療局医療政策部医療人材課

修学資金担当

郵便番号 163-8001

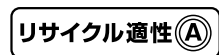
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話(03)5320-4444 (直通)

保健医療局修学資金ホームページ

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

石油系溶剤を含まないインクを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙/パルプ配合率70%再生紙を使用
しています